

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16

印鑑登録システム標準仕様書（案）  
【第 1.0 版】

17 凡例

---

18

19 実務上は、住民・職員への分かりやすさ等の観点から、法令用語でない用語が用いられるこ  
20 とがあるが、本仕様書の機能要件の記載上は、原則として法令用語を用いている。

21 なお、機能要件の構成は、必ずしも本仕様書のとおりとしなければならないことを意味する  
22 ものではなく、本仕様書に従う限り、実務上の使い勝手を考慮してメニューを再構成すること  
23 も可能である。

24

25

26 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）…………… 法

27 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）…………… 令

28 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）…………… 旧外登法

29 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第  
30 27 号）……………番号法

31 「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和 49 年 2 月 1 日自治振第 10 号自治省行政局振興課長から  
32 各都道府県総務部長あて通知）…………… 事務処理要領

33 住民基本台帳カード…………… 住基カード

34 コミュニケーションサーバー…………… CS

35

## 36 目次

37	第1章 本仕様書について.....	7
38	1-1 背景 .....	7
39	1-2 目的 .....	8
40	(1) 目指す姿 .....	8
41	(2) 本仕様書の目的.....	10
42	1-3 対象 .....	13
43	(1) 対象自治体.....	13
44	(2) 対象分野 .....	13
45	(3) 対象項目 .....	13
46	デジタル社会を見据えた対応.....	14
47	1-4 本仕様書の内容.....	15
48	(1) 本仕様書の構成.....	15
49	(2) 標準準拠の基準.....	15
50	(3) 想定する利用方法.....	16
51	(4) 本仕様書の改定.....	16
52	各自自治体の調達仕様書の範囲との関係.....	17
53	第2章 標準化の対象範囲.....	18
54	標準化の対象範囲.....	18
55	第3章 業務フロー等.....	19
56	3-1 業務フロー図.....	19
57	4. 印鑑登録 .....	21
58	4.2.1. 即時登録.....	21
59	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行.....	24
60	4.4.6. 回答登録.....	26
61	5. 印鑑登録の廃止.....	29
62	5.1.1. 廃止の申請.....	29
63	6.1. 異動の取消し.....	30
64	6.1. 異動の取消し.....	30
65	6.2. 職権抹消 .....	31
66	6.2.1. 職権抹消.....	31
67	6.2.2. 印鑑登録証等亡失.....	32
68	6.2.3. 住民記録連動抹消.....	33
69	6.3. 職権修正 .....	34
70	6.3.1. 職権修正（届出による修正のフロー） .....	34
71	7. 印鑑登録証 .....	35

72	7.2.4.	登録者暗証番号設定（暗証番号変更のフロー）	35
73	7.3.	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	36
74	8.1	印鑑登録証明書	37
75	8.1.1.	印鑑登録証明書交付	37
76	8.2.	印鑑登録証明書交付一時停止	38
77	8.2.1.	印鑑登録証明書交付一時停止	38
78	8.2.2.	印鑑登録証明書交付一時停止解除	39
79	3-2	ツリー図	40
80	第4章	機能要件	46
81	1	管理項目	46
82	1.1.	登録データ	46
83	1.1.1.	日本人住民データの管理	46
84	1.1.2.	外国人住民データの管理	47
85	1.1.3.	除票	49
86	1.1.4.	空欄	49
87	1.1.5.	年月日の管理	49
88	1.1.6.	年月日の表示	50
89	1.1.7.	メモ機能	50
90	1.1.8.	郵便番号	50
91	1.1.9.	郵便物送付コード	50
92	1.2.	異動履歴データ	51
93	1.2.1.	異動履歴の管理	51
94	1.2.2.	異動事由	51
95	1.3.	その他の管理項目	53
96	1.3.1.	入力場所・入力端末	53
97	1.3.2.	印鑑登録番号付番	53
98	1.3.3.	和暦・西暦管理	54
99	1.3.4.	公印管理	54
100	1.3.5.	印鑑登録証データの管理	54
101	1.3.6.	交付履歴の管理	54
102	2	検索・照会・操作	56
103	2.1.	検索	56
104	2.1.1.	検索機能	56
105	2.1.2.	検索文字入力	56
106	2.1.3.	基本検索	57
107	2.2.	照会	58
108	2.2.1.	登録内容照会	58

109	2.2.2.	異動履歴照会.....	58
110	2.2.3.	交付履歴照会.....	58
111	2.2.4.	操作者照会.....	58
112	2.3.	操作.....	58
113	2.3.1.	キーボードのみの画面操作.....	58
114	3	抑止設定.....	59
115	3.1.	異動・交付・照会抑止.....	59
116	4	印鑑登録.....	59
117	4.1.	世帯内印鑑登録状況・印影表示.....	59
118	4.1.1.	世帯内印影表示.....	59
119	4.1.2.	世帯内印影比較.....	59
120	4.2.	即時登録.....	60
121	4.2.1.	即時登録.....	60
122	4.2.2.	印鑑登録原票確認票出力.....	60
123	4.3.	保証人.....	60
124	4.3.1.	保証人確認.....	60
125	4.3.2.	交付確認.....	61
126	4.4.	印鑑照会及び回答.....	61
127	4.4.1.	仮登録（照会中）.....	61
128	4.4.2.	印鑑の登録に関する照会書発行.....	61
129	4.4.3.	照会状況管理.....	62
130	4.4.4.	申請者の申請取りやめに伴う仮登録（照会中）の取消し.....	62
131	4.4.5.	期限切れによる仮登録（照会中）の取消し.....	62
132	4.4.6.	回答登録.....	62
133	4.4.7.	照会中の印鑑の変更.....	63
134	4.5.	印影登録.....	63
135	4.5.1.	印影読込.....	63
136	4.5.2.	印影登録.....	63
137	4.6.	印鑑登録原票の改製.....	64
138	4.7.	印鑑登録原票の除票.....	64
139	5	印鑑登録の廃止.....	65
140	5.1.	窓口又は郵送等による廃止の申請.....	65
141	5.1.1.	廃止の申請.....	65
142	5.1.2.	印鑑登録原票（除票）確認票出力.....	65
143	5.2.	電子申請.....	65
144	6	職権処理.....	66
145	6.1.	異動の取消し.....	66

146	6.2.	職権抹消.....	66
147	6.2.1.	職権抹消.....	66
148	6.2.2.	印鑑登録証の亡失.....	66
149	6.2.3.	住民記録連動抹消.....	66
150	6.2.4.	抹消通知.....	67
151	6.3.	職権修正.....	67
152	6.3.1.	職権修正.....	67
153	6.3.2.	誤記修正.....	68
154	7	印鑑登録証.....	69
155	7.1.	印鑑登録証.....	69
156	7.1.1.	印鑑登録証.....	69
157	7.2.	印鑑登録者識別カード.....	69
158	7.2.1.	印鑑登録者識別カード.....	69
159	7.2.2.	必要事項登録.....	69
160	7.2.3.	必要事項削除.....	69
161	7.2.4.	登録者暗証番号設定.....	69
162	7.2.5.	登録者暗証番号廃止.....	70
163	7.3.	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付.....	70
164	7.4.	個人番号カードの利用.....	70
165	7.4.1.	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用.....	70
166	7.4.2.	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用.....	71
167	7.4.3.	印鑑登録の抹消.....	71
168	8	印鑑登録証明書.....	72
169	8.1.	印鑑登録証明書交付.....	72
170	8.1.1.	印鑑登録証明書交付.....	72
171	8.1.2.	交付番号.....	72
172	8.1.3.	公印・職名の印字.....	73
173	8.1.4.	文字溢れ・外字.....	73
174	8.1.5.	印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力.....	73
175	8.1.6.	個人番号カードを利用した証明書の出力.....	73
176	8.1.7.	個人番号カードによる証明書の交付.....	74
177	8.2.	印鑑登録証明書交付一時停止.....	74
178	8.2.1.	印鑑登録証明書交付一時停止.....	74
179	8.2.2.	印鑑登録証明書交付一時停止解除.....	74
180	9	バッチ.....	75
181	10	EUC.....	76
182	11	エラー・アラート項目.....	78

183	11.1.	エラー表示.....	78
184	11.2.	アラート表示.....	82
185	12	実行制御.....	85
186	12.1.	審査・決裁.....	85
187	12.2.	印刷.....	85
188	13	システム管理.....	87
189	13.1.	権限管理.....	87
190	13.1.1.	操作権限管理.....	87
191	13.1.2.	操作権限設定.....	88
192	13.2.	アクセスログ管理.....	88
193	13.3.	データ整備.....	89
194	13.3.1.	整合性チェック.....	89
195	13.3.2.	除票の経年抹消.....	89
196	13.3.3.	データ移行処理.....	89
197	13.3.4.	バックアップ.....	89
198	第5章	様式・帳票要件.....	90
199	20.1	様式・帳票全般.....	90
200	20.1.1	出力様式・帳票.....	90
201	20.1.2	各項目の記載.....	90
202	20.1.3	帳票発行履歴.....	91
203	20.2	住民に発行又は交付する様式・帳票.....	91
204	20.2.1	印鑑登録証明書.....	91
205	20.2.2	印鑑の登録に関する照会書.....	97
206	20.2.3	印鑑登録抹消通知書.....	103
207	20.2.4	印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）.....	106
208	20.3	庁内業務で使用する様式・帳票.....	109
209	20.3.1	印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票.....	109
210	20.3.2	世帯内印影票.....	113
211	第6章	データ要件.....	116
212	30.1	データ構造.....	116
213	30.2	文字.....	116
214	第7章	非機能要件.....	117
215	第8章	用語.....	118
216	参考	.....	128
217		業務概要（全体図）及びシステム構成図.....	128
218			

## 219 第1章 本仕様書について

### 220 1-1 背景

221 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発  
222 注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負  
223 担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体を中心に、同一ベンダのシステムを利用  
224 する自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN等の共通プラットフォーム上の  
225 サービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が  
226 異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

227 また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体  
228 の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル  
229 化に向けた基盤を整備していく必要がある。

230 そうした問題意識から、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・  
231 帳票の標準化等について、自治体、ベンダ及び国が協力して具体的な検討を行う場として、  
232 令和元年（2019年）8月から、総務省において、自治体システム等標準化検討会（座長：庄  
233 司昌彦武蔵大学社会学部教授）が開催された。また、更に詳細な議論を行う場として分科会  
234 （分科会長：後藤省二株式会社地域情報化研究所代表取締役社長）が開催された。

235 令和2年9月11日に住民記録システム標準仕様書【第1.0版】が公表されて以降、デジタ  
236 ル・ガバメント閣僚会議の下で開催された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤  
237 抜本改善ワーキンググループ」における議論も踏まえ、令和2年12月25日に「デジタル・  
238 ガバメント実行計画」が閣議決定され、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能  
239 を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「(仮称) Gov-  
240 Cloud」）を整備し、早期に運用を開始することとされ、地方公共団体等の情報システムにつ  
241 いても、「(仮称) Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進  
242 めることとされた。

243 また、令和3年6月18日に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、  
244 地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、デー  
245 タ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による  
246 情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底  
247 し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全て  
248 の地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上  
249 に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すこと  
250 とされた。標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が  
251 地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されて  
252 きた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討することとされた。  
253 また、手続におけるデジタル化が進むよう、押印についての考え方の整理や、電子署名の活

254 用推進等が議論されているところではあるが、日本の法制度において印鑑登録は、重要な契  
255 約及び商取引における本人確認の手段として活用されるとともに、社会全体の法的安定性を  
256 維持する機能を今なお有している。こうしたことを踏まえ、印鑑登録システム標準仕様書  
257 (以下「本仕様書」という。)は、「印鑑登録証明事務処理要領」(昭和49年2月1日自治振  
258 興第10号)および各種通知を基にして、「住民記録システム標準仕様書」を参考に、策定さ  
259 れたものである。

260

## 261 1-2 目的

### 262 (1) 目指す姿

263 本仕様書が目指す姿は、

264

265 「複数のベンダが広域クラウド(※近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド)上でシ  
266 ステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利  
267 用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」

268

269 とする。

270

271 [各主体にとってのシステム標準化のメリット]

272

#### 273 ○ 住民・企業等のサービス利用者

274 自治体に対して異なる手続で実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続の簡  
275 素化や合理化が実現する。

276

#### 277 ○ 自治体

278 限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達や法  
279 令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来自治体職員が行うべき業務に人材を  
280 充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化に  
281 よる割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。

282

#### 283 ○ ベンダ

284 個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのため  
285 のプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員をAI・  
286 RPA等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。

287

288            さらに、各主体のメリットのみならず、国・国民全体として、事務の迅速化・正確性の向  
289   上や、データ利活用の促進等のメリットがある。

290 (2) 本仕様書の目的

291 我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員負担  
292 の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担  
293 の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取り入れるこ  
294 とで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求められる。

295  
296 それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕様  
297 書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

298  
299 (目的1) カスタマイズを原則不要にする

300 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき機能と  
301 して標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能とすることで、「人口規模が大  
302 きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業務が行える」よう  
303 にして、カスタマイズを原則不要にする。

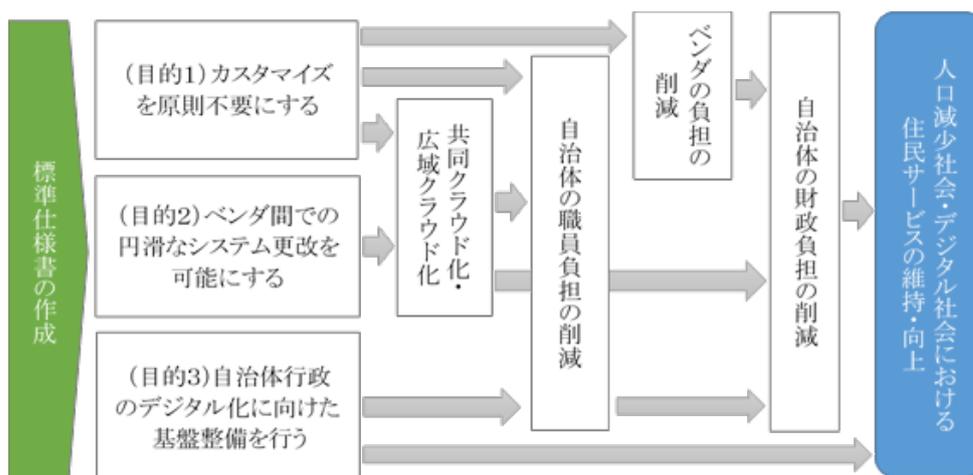
304  
305 (目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

306 ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時の円滑  
307 なシステム更改を可能にする。

308  
309 (目的3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

310 デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載するこ  
311 とで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

312

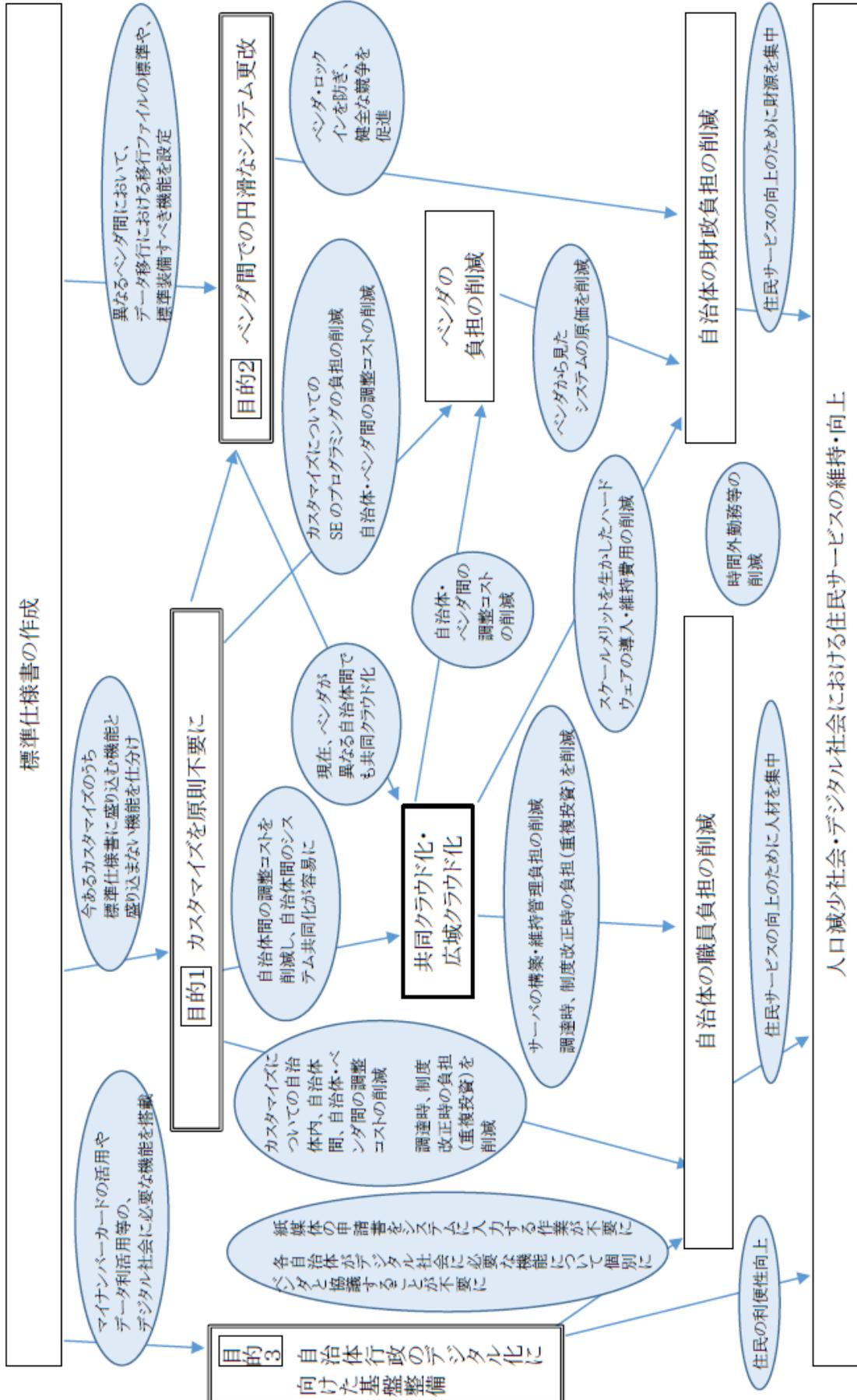


313

314 具体的には、目的1 (カスタマイズを原則不要にする) に関して、現時点で実装されている  
315 カスタマイズのうち、標準的に実装すべき機能と実装しない機能の仕分けを行うことにより、

316

317       ・カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導  
318       入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減  
319       ・自治体間の調整コストの削減による、自治体間のシステム共同化の円滑化  
320       ・カスタマイズについてのシステムエンジニアのプログラミングの負担の削減  
321  
322       を、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）に関して、異なるベンダ間にお  
323       いて、データの標準や、標準装備すべき機能を定めることにより、  
324  
325       ・ 現在、ベンダが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化  
326       ・ ベンダロックインの防止による健全な競争の促進  
327  
328       を、目的3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）に関して、デジタル社会に必  
329       要な機能を搭載することにより、  
330  
331       ・ 住民の利便性向上  
332       ・ 自治体のデータ入力の負担の削減  
333  
334       を目指している。  
335  
336



338 1-3 対象

339 (1) 対象自治体

340 本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。

341 なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことであるが、法令で指定都市の  
342 区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長とみなされる場合は、法令と同様の扱いとする。

343

344 (2) 対象分野

345 本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニ  
346 ットとする。

347 これは概ね、各地方公共団体が条例に基づき実施している印鑑登録証明業務と対応している  
348 が、必ずしも1対1で対応しているわけではない。例えば、発生頻度の低い印鑑登録原票改製  
349 通知や交付一時停止期間満了通知及び元々システムとは関係しない回収済印鑑登録証保管・廃  
350 棄は本仕様書の対象外とする。

351

352 (3) 対象項目

353 本仕様書では、以下の項目について規定する。

- 354 ・業務要件（第2章）
- 355 ・業務フロー等（第3章）
- 356 ・機能要件（第4章）
- 357 ・様式・帳票要件（第5章）
- 358 ・データ要件（第4章及び第6章）（※）
- 359 ・非機能要件（第7章）

360

361 ※データ要件及び連携要件については、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準  
362 化の作業方針の見直しについて」（内閣官房）に基づき、内閣官房を中心に検討されること  
363 とされた。

364

365 以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている  
366 場合等についてはこの限りでない。

- 367 ・画面要件
- 368 ・ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

369

370 このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になっている  
371 部分であるため、「2(2)本仕様書の目的」に示した目的1（カスタマイズを原則不要にする）

372 から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件は、ベンダ  
373 間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2（ベンダ間での円滑なシス  
374 テム更改を可能にする）から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的3（自治体行政  
375 のデジタル化に向けた基盤整備を行う）から、デジタル社会に必要な機能については、これら  
376 の要件の中に反映した。

377

378 なお、様式・帳票要件では、印鑑登録システムを標準化するという観点から、多くの自治体  
379 において印鑑登録システムから出力する様式・帳票（例：印鑑登録証明書、印鑑の登録に関す  
380 る照会書）について規定することとし、多くの自治体において印鑑登録システムから出力する  
381 とは限らない様式・帳票（例：申請書）については規定しないこととした。

382 また、非機能要件では、自治体を通じて共通して規定すべきもの（例：セキュリティ）につ  
383 いては規定し、共通して規定すべきでないもの（例：研修）については規定しないこととした。  
384 したがって、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書に規定されていない非機能要  
385 件を設けることを妨げるものではない。

386

## 387 デジタル社会を見据えた対応

388

389 本仕様書は、これからのデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視  
390 野に標準を設定するとしつつも、これからのデジタル社会においてあるべき姿にそのまま即し  
391 たものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書において、紙の証明書について規定して  
392 いるが、バックヤードでのデータ連携が進めば、今後、必要性が低下していくものと考えられ  
393 る。また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせず、経過措置を  
394 設けている。

395 また、これからのデジタル社会を見据えれば、実務やシステムの前提となる制度自体を見直  
396 すべきという考え方もあり得る。しかし、そうした制度自体の検討については、一朝一夕にで  
397 きるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現が更に  
398 先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、多くの自治体に採用されて初めて  
399 本来の意味での標準となるものであることから、あまりにも現在の実務から遊離した仕様書と  
400 なれば、多くの自治体が採用することが困難となり、実効性が失われる。

401 そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、これからのデジタル社会にお  
402 いてあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの自治体が支障なく対応できるもの  
403 について、できる限り盛り込むこととした。

404 他方、デジタル社会を見据え、様々な社会環境の変化に対応するためには、本仕様書の作成  
405 後、実務やシステムの前提となる制度を随時見直していくことが重要であり、制度の見直しと  
406 ともに本仕様書を改定していくことが求められる。

## 407 1-4 本仕様書の内容

### 408 (1) 本仕様書の構成

409 第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

410 第2章では、標準化の対象範囲を記載している。

411 第3章では、業務フローおよびツリー図を記載している。業務フローは、第4章で規定する  
412 機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するののかについて自治体及び事業者の  
413 共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業  
414 務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フロ  
415 ーでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、  
416 現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せることで、本仕様書における機能要件ど  
417 おおりの機能で業務を行うことが期待される。ツリー図は、住民記録に係る業務における機能要  
418 件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化するため、業務フローに紐づいた形式で  
419 記載している。

420 第4章、第5章、第6章及び第7章では、それぞれ、印鑑登録システムが備えるべき機能要  
421 件、様式・帳票要件、データ要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基  
422 準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準  
423 となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

424 第8章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう、定義して  
425 いる。

426

### 427 (2) 標準準拠の基準

428 本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニットを基本と  
429 しており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】【実装しない機  
430 能】【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類した。可能な限り3類型のいずれに該当  
431 するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑  
432 制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

433 パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第4章、第5章及び第6章に規定する  
434 【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能をいずれ  
435 も実装しないことが必要である。ただし、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創  
436 意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該  
437 試行についてあらかじめ公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして  
438 実装することを可能とする。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくて  
439 も、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。

440       なお、実装すべき機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用し  
441       なくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。

442

### 443       （３）想定する利用方法

444       本仕様書については、

445       ・各ベンダが、内閣官房が整備する予定のガバメントクラウド上において本仕様書に準拠して  
446       いるシステムを提供し、

447       ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用  
448       する

449       ことが推奨される。

450

451       自治体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見が  
452       なくても、負担なくシステムを利用できる必要がある、自治体としては、改めて本仕様書に示  
453       した個別の要件を一々提示して RFI（request for information）や RFP（request for  
454       proposal）、更には Fit & Gap 分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠してい  
455       るパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用で  
456       きることを想定している。本仕様書は、人口規模に応じて、本仕様書における機能さえあれば  
457       カスタマイズなしで支障なく業務が行えるようになるよう、実装すべき機能と実装しない機能  
458       をその理由とともに整理したものである。そのため、自治体内での検討や自治体・ベンダ間の  
459       協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場  
460       合、限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書  
461       が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、と  
462       いう観点から、本仕様書における必要／不要の整理を知るための資料として参照することも想  
463       定している。

464

### 465       （４）本仕様書の改定

466       本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの  
467       機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる  
468       場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。とりわけ、制度改正により本仕  
469       様書を改正する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。改定後の本仕様書に  
470       基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等のたび  
471       ごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。

472

473 各自治体の調達仕様書の範囲との関係

474 本仕様書を用いることにより、印鑑登録証明事務を運用することは可能であり、本仕様書の  
475 対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

476 しかしながら、各自治体においては、住民記録システムと一体的に調達していることが多い  
477 ことから、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられ  
478 る。この場合であっても、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書の範囲の業務に  
479 ついて本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

480 ※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分野  
481 も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なる  
482 ことは差し支えない。

483

484

## 485 第2章 標準化の対象範囲

### 486 標準化の対象範囲

487 印鑑登録システムの標準化の対象となる範囲は、本仕様書において、実装すべき機能及び実  
488 装してもしなくても良い機能として規定している機能要件や、非機能要件、データ要件・連携  
489 要件等の共通要件とする。

490

491 本仕様書に準拠する印鑑登録システムにより処理する事務は、概ね各市区町村の条例で定め  
492 られている印鑑登録証明事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。  
493 例えば、発生頻度の低い印鑑登録原票改製通知や交付一時停止期間満了通知及び元々システム  
494 とは関係しない回収済印鑑登録証保管・廃棄は本仕様書の対象外とする。

495

496 本仕様書は、地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニットを基本として、  
497 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有効性が認められるものは標準機能として標準仕様書に  
498 盛り込み、そうでないものは盛り込まないことで実装しない機能として整理し、策定した。な  
499 お、本仕様書を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様が見直される予定である。

500

501

## 502 第3章 業務フロー等

### 503 3-1 業務フロー図

504 本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル的な  
505 業務フローを示すことにより、自治体及び事業者による共通理解を促すことである。

506 本仕様書に記載する業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものでは  
507 ない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行う  
508 ことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フローに改め、  
509 本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

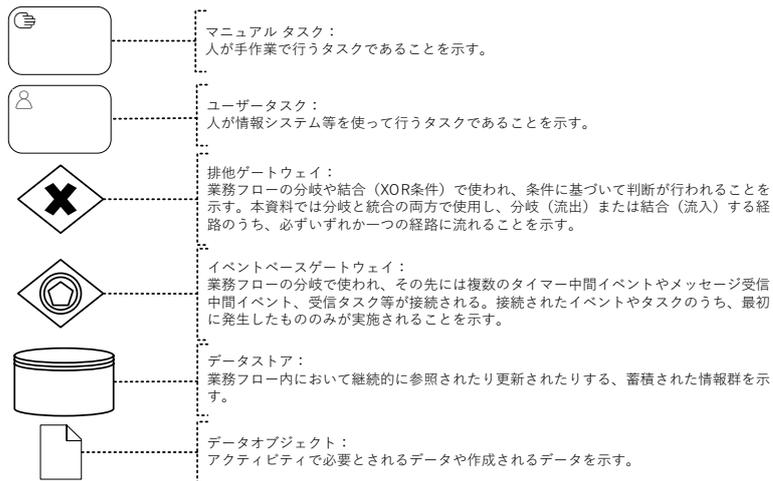
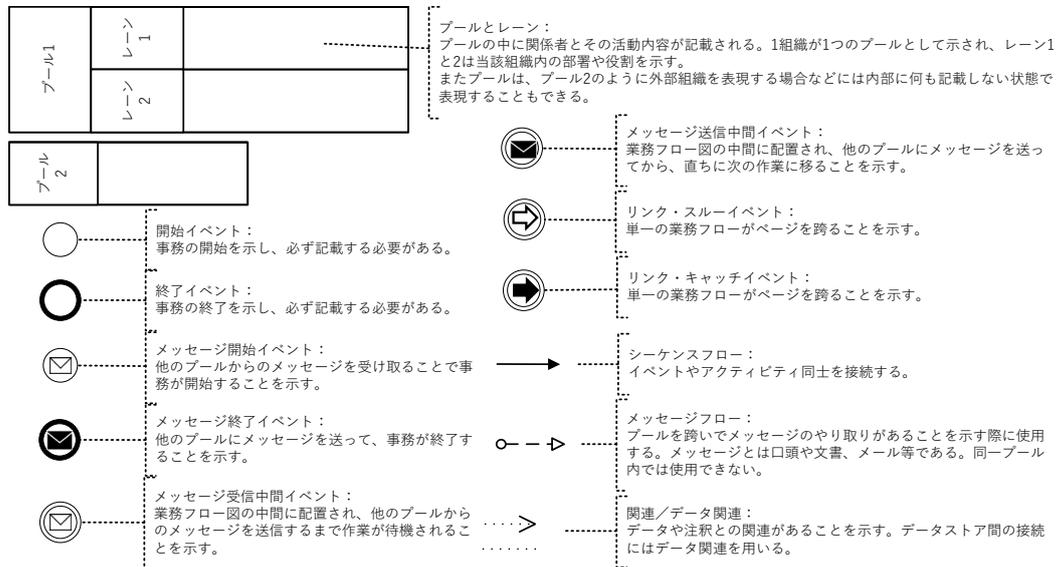
510 本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報シ  
511 ステム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成27年3月）を参考に、表記  
512 方法の国際標準である BPMN (Business Process Model and Notation) の手法を用いて記述し  
513 た。

514 なお、本章（第3章 業務フロー等）の見出しの番号は、次章（第4章 機能要件）の見出  
515 しの番号（通し番号）と合致している。

516

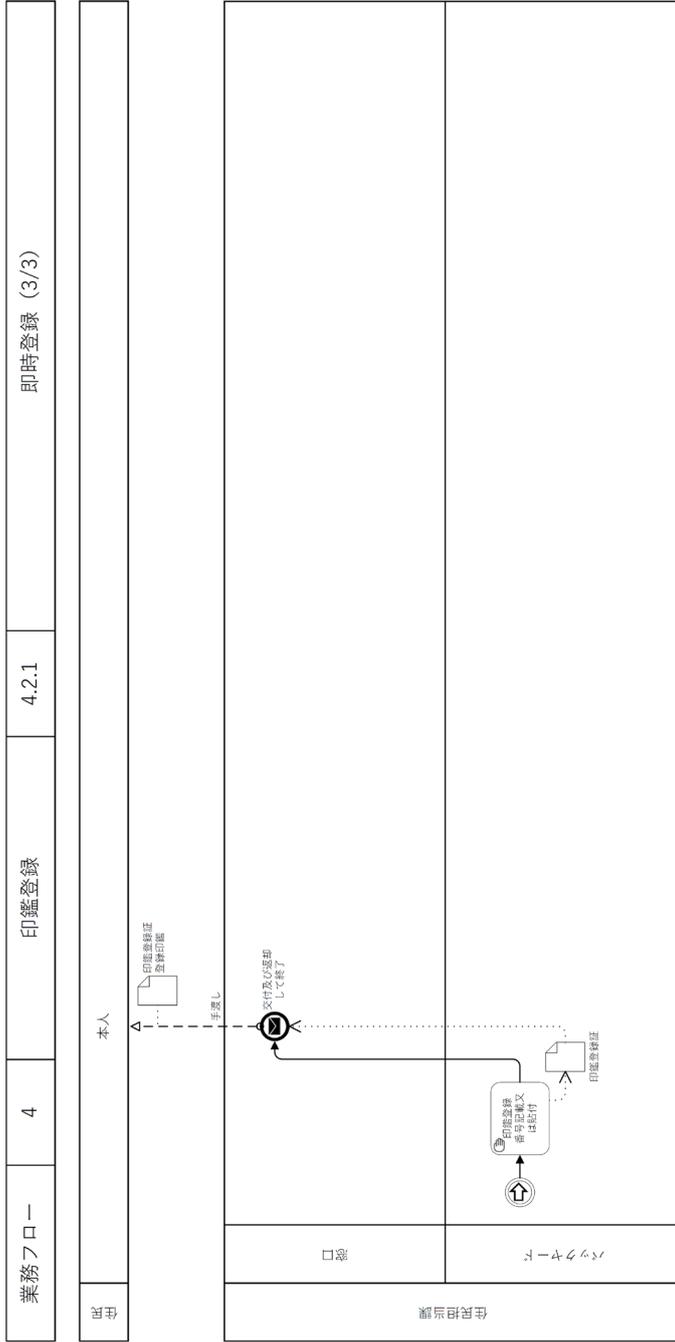
517

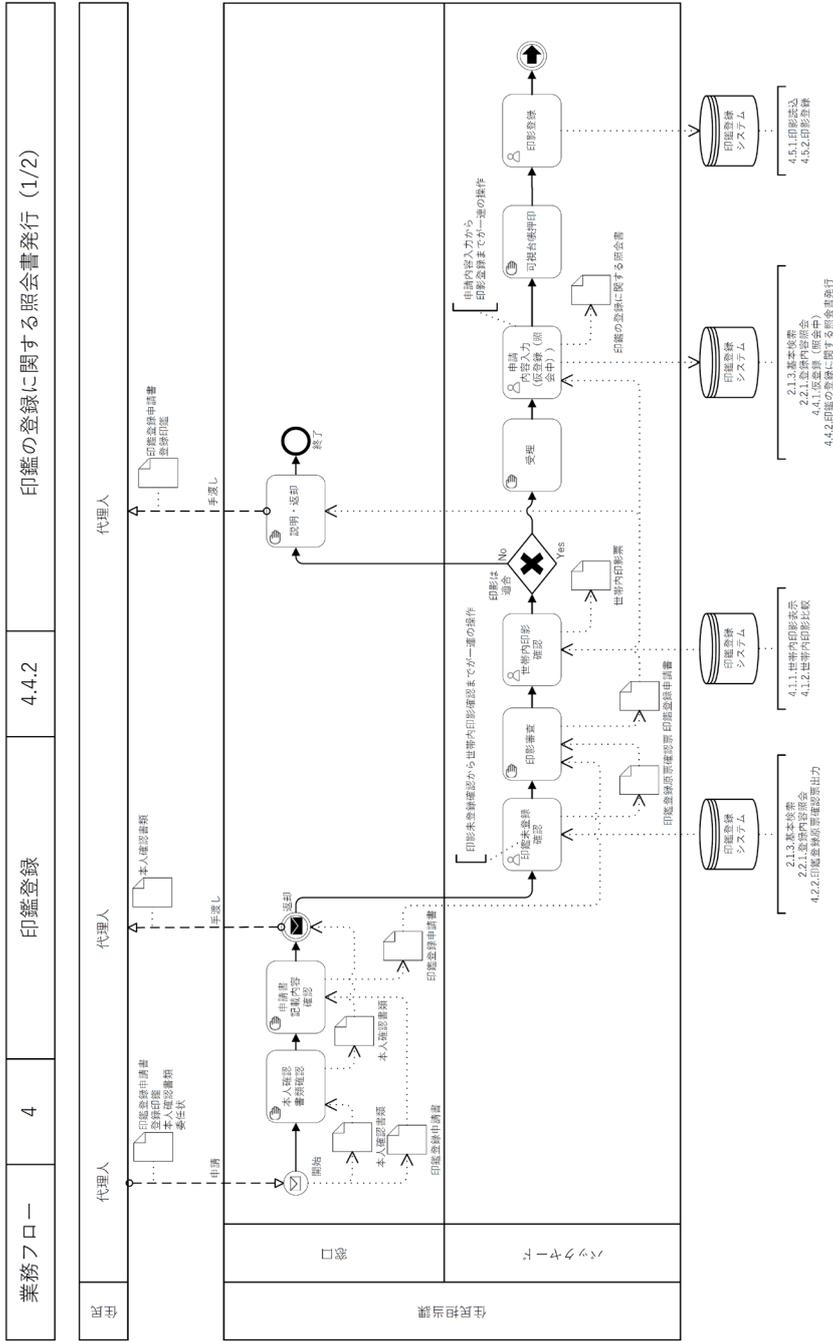
519 図表3-1 BPMN凡例



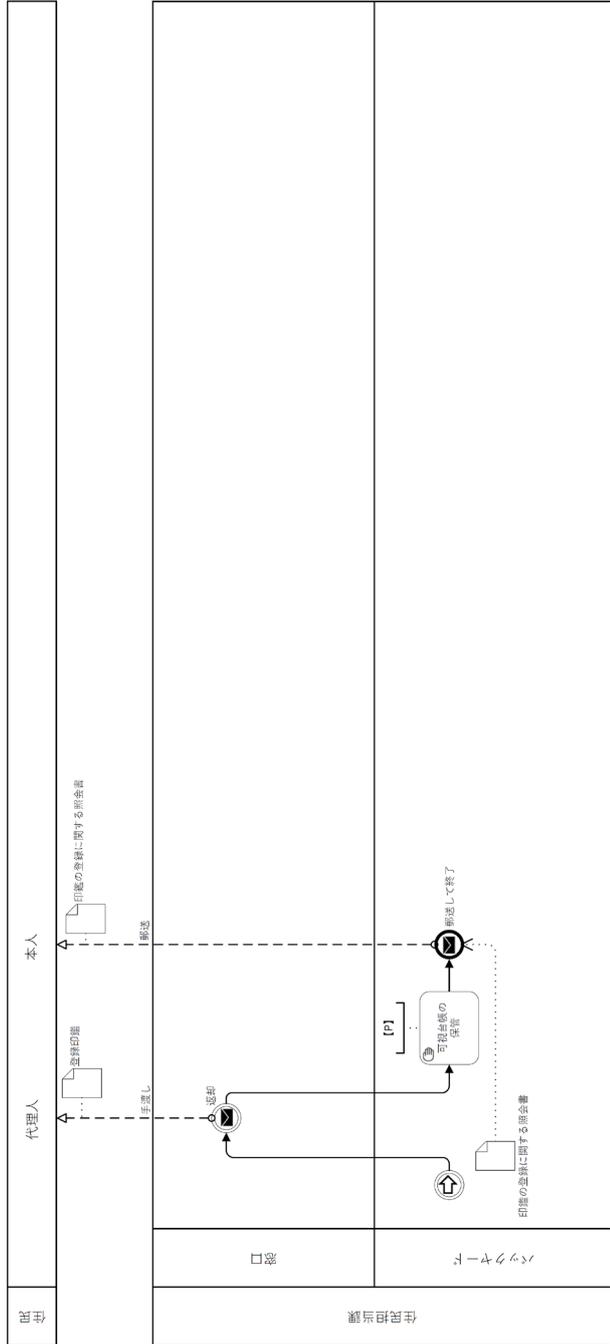








業務フロー	4	印鑑登録	4.4.2	印鑑の登録に関する照会書発行 (2/2)
-------	---	------	-------	----------------------

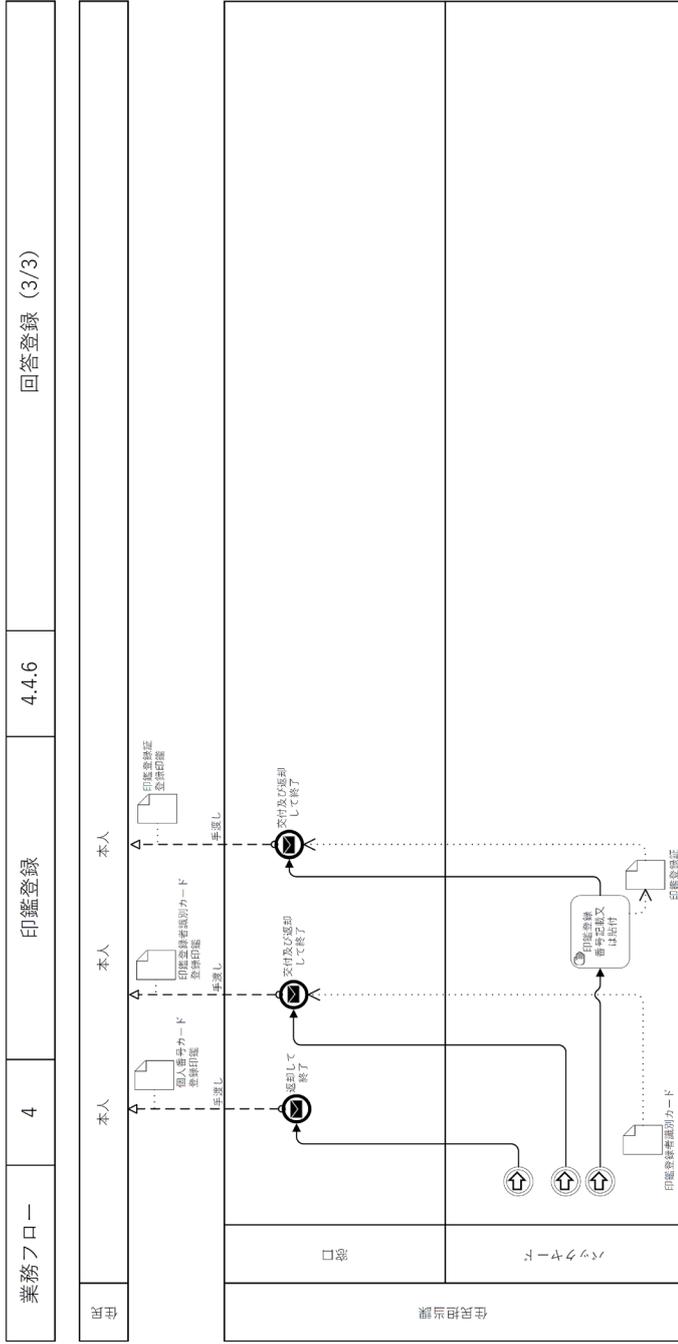


529

530



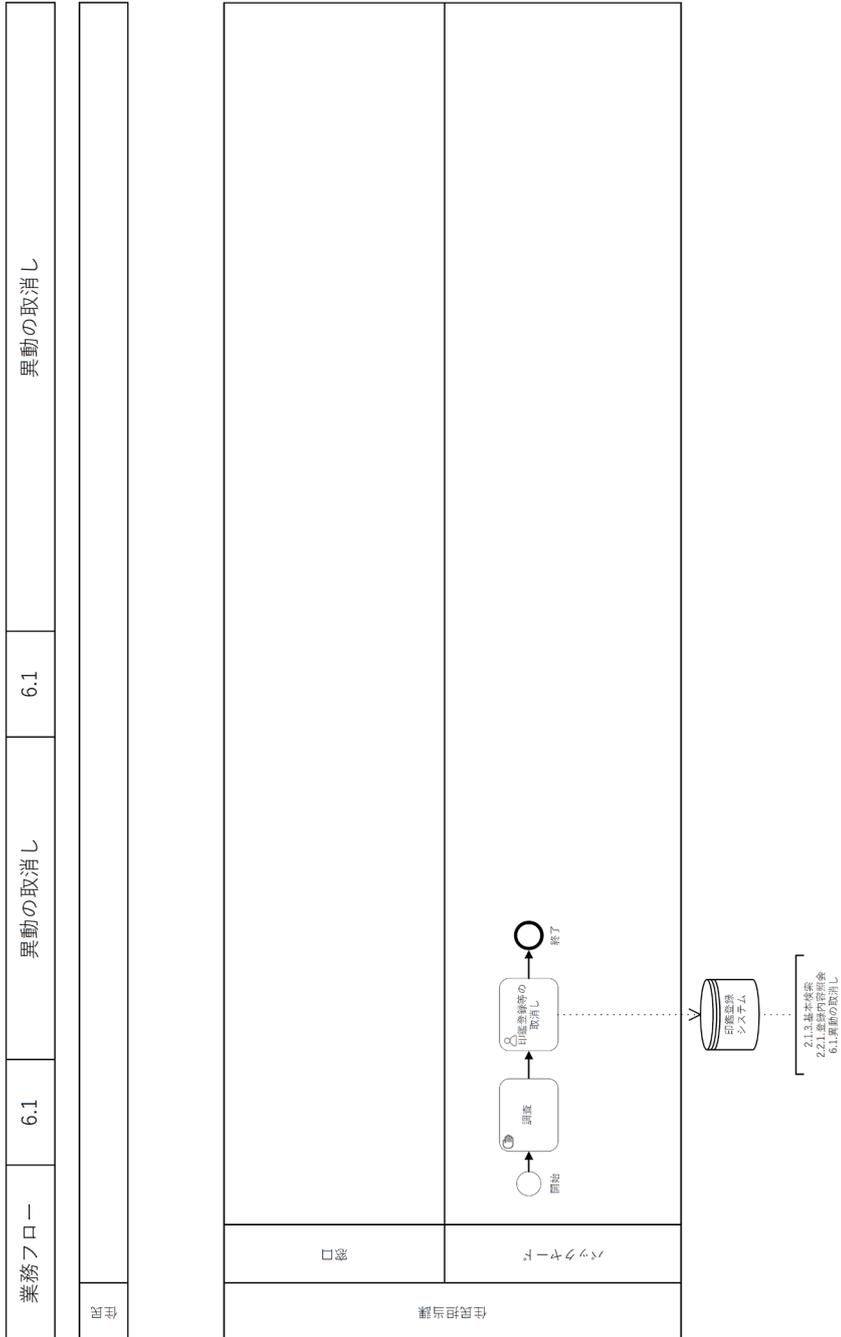






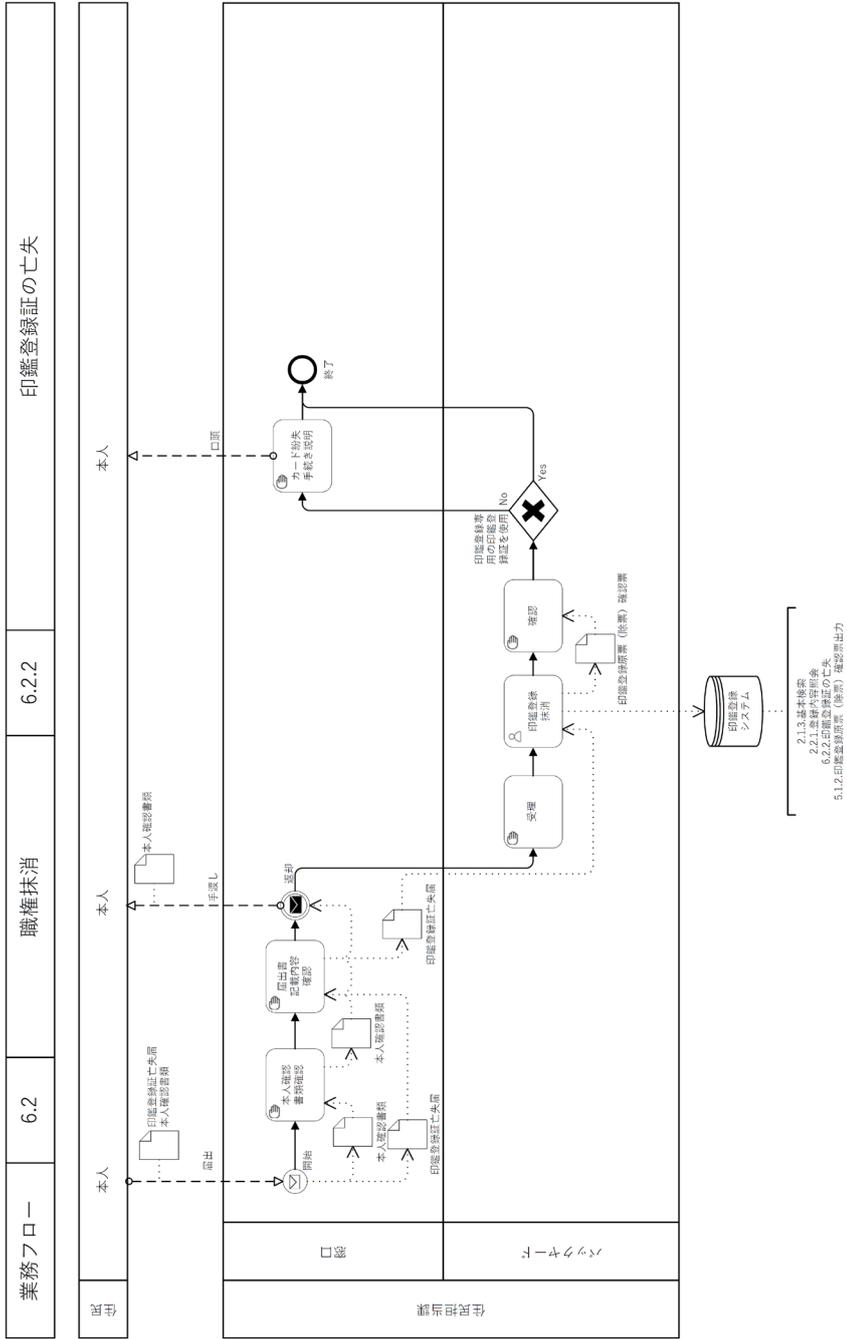
539 6.1. 異動の取消し

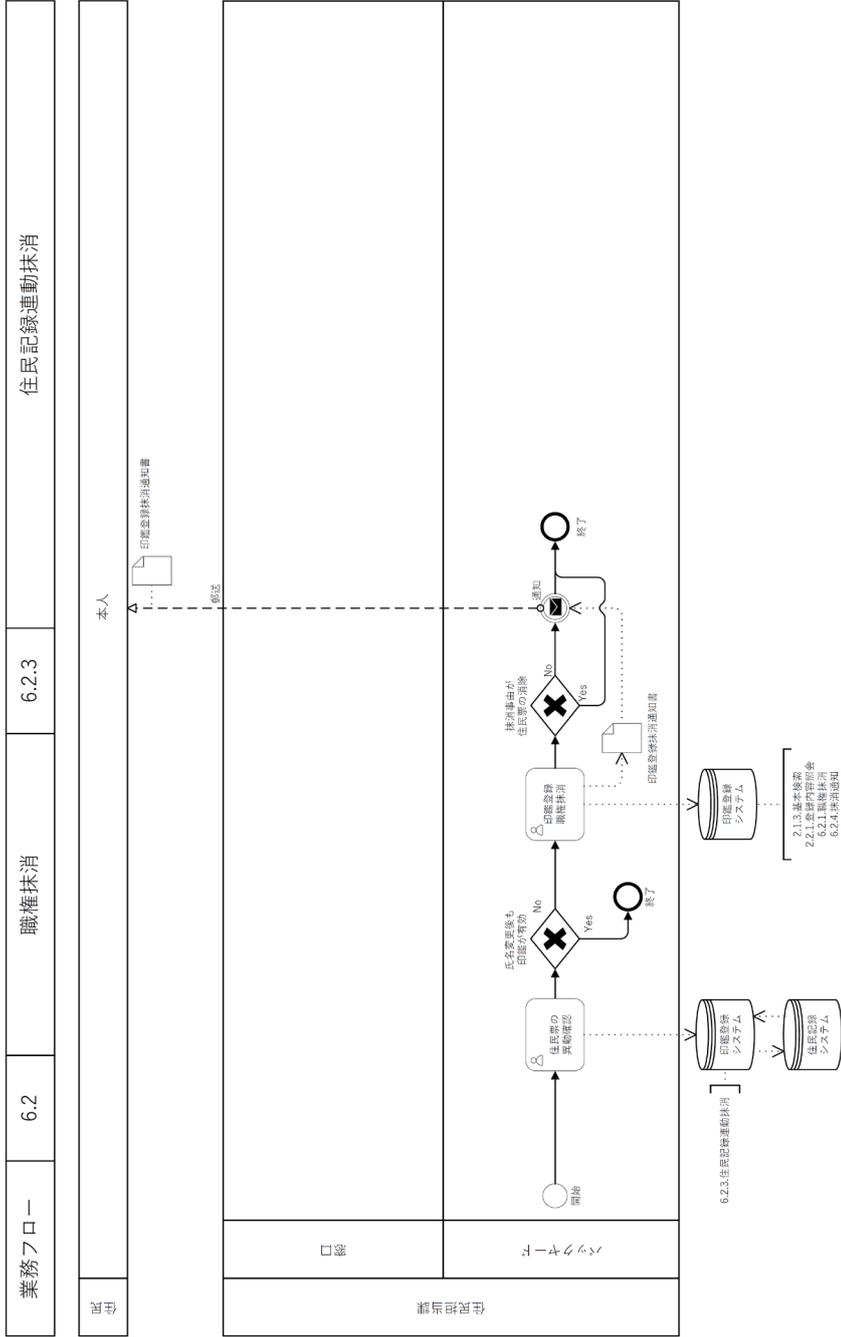
540 6.1. 異動の取消し



541









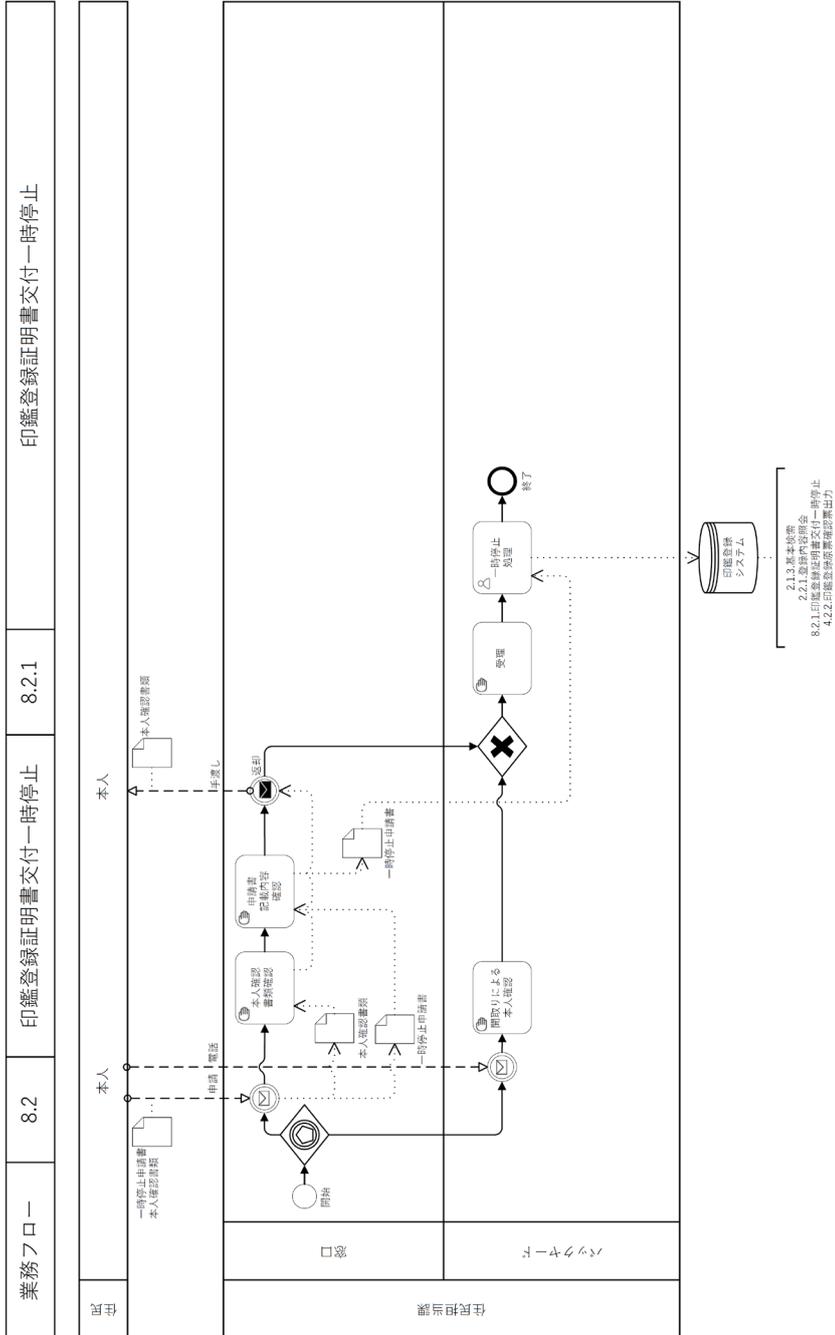






561 8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止

562 8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止



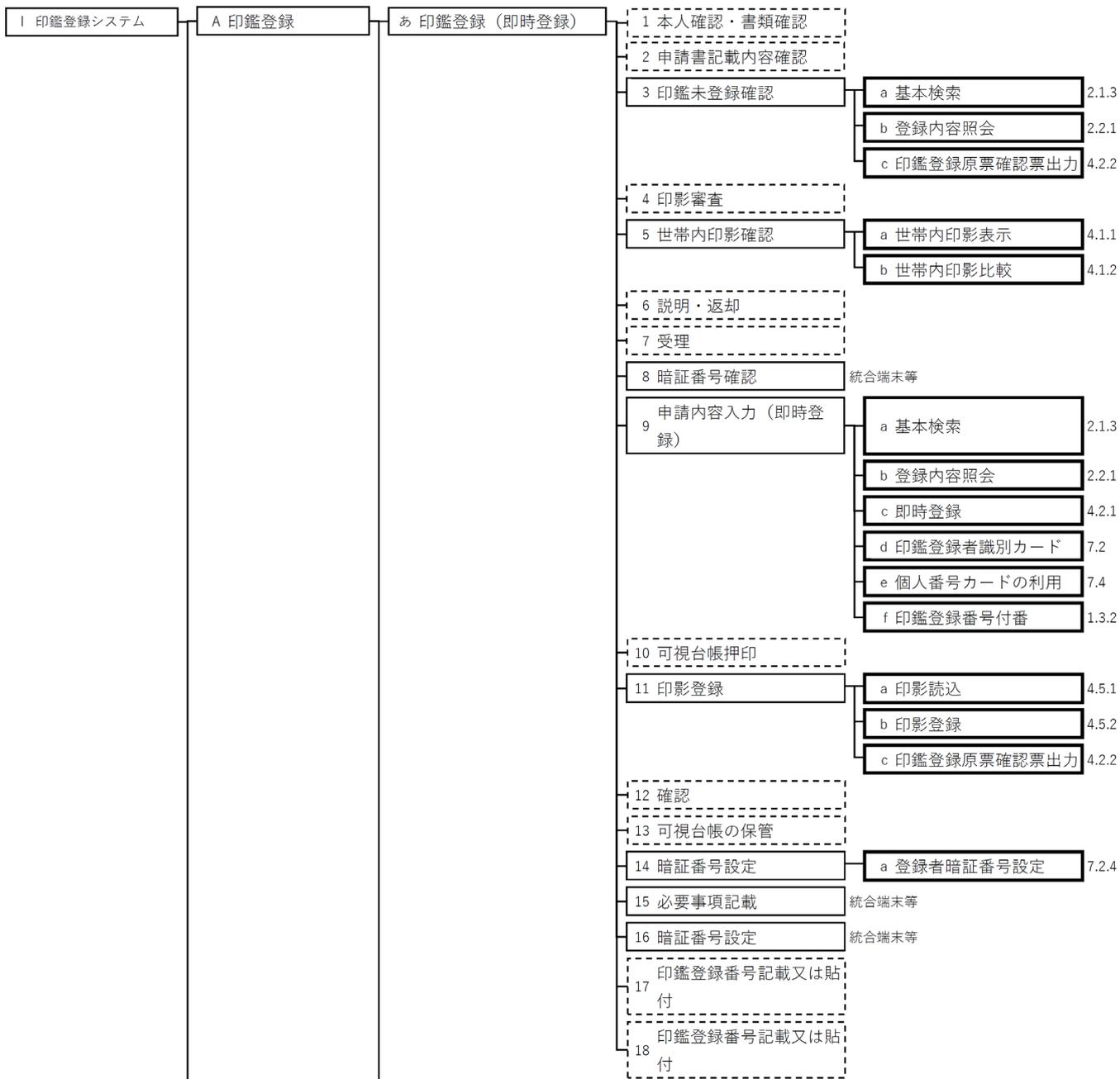


566 3-2 ツリー図

567 業務フロー図において可視化した、作業の箇所ごとに印鑑登録システムに必要な機能要件を整理  
 568 します。自治体業務に関わる情報や事務処理要領等に基づき、標準的な機能要件を定めた後、ツリー  
 569 ー図（図表3-2）として機能要件の全体構造を示します。

570

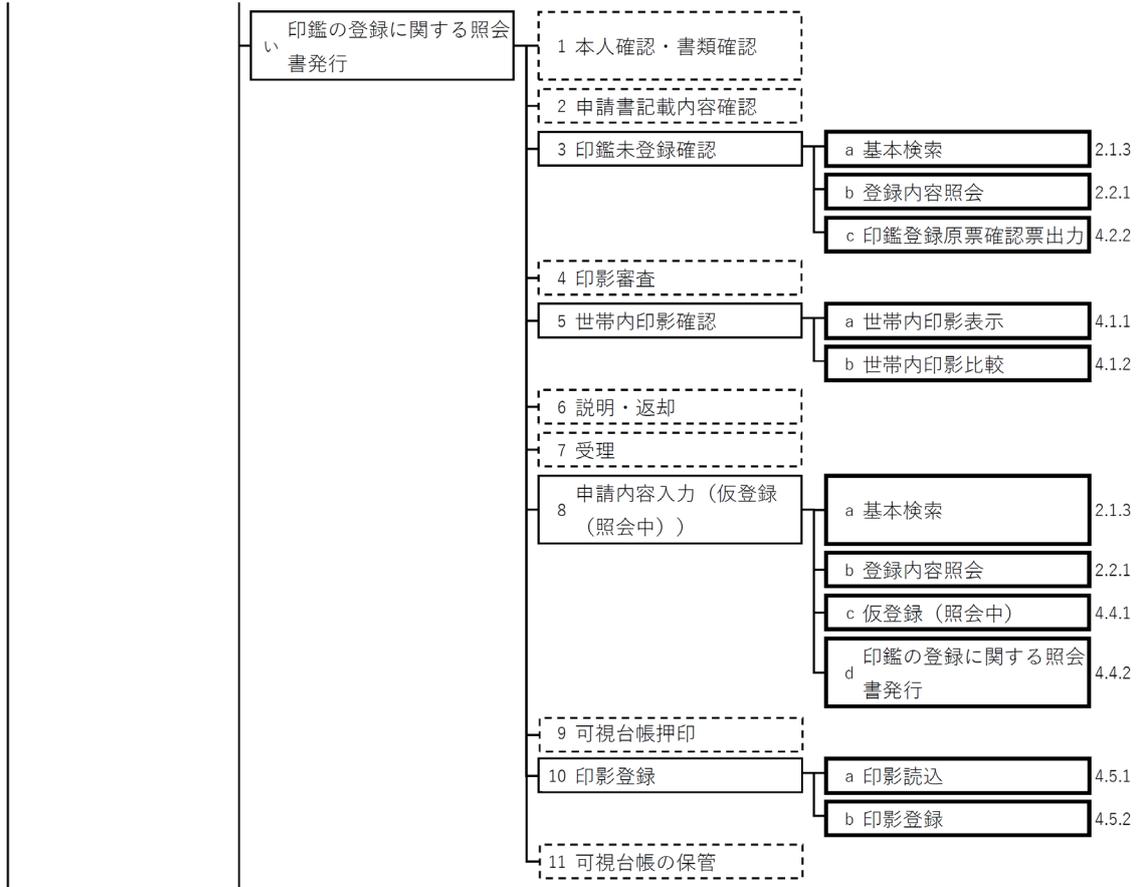
571 図表3-2 ツリー図

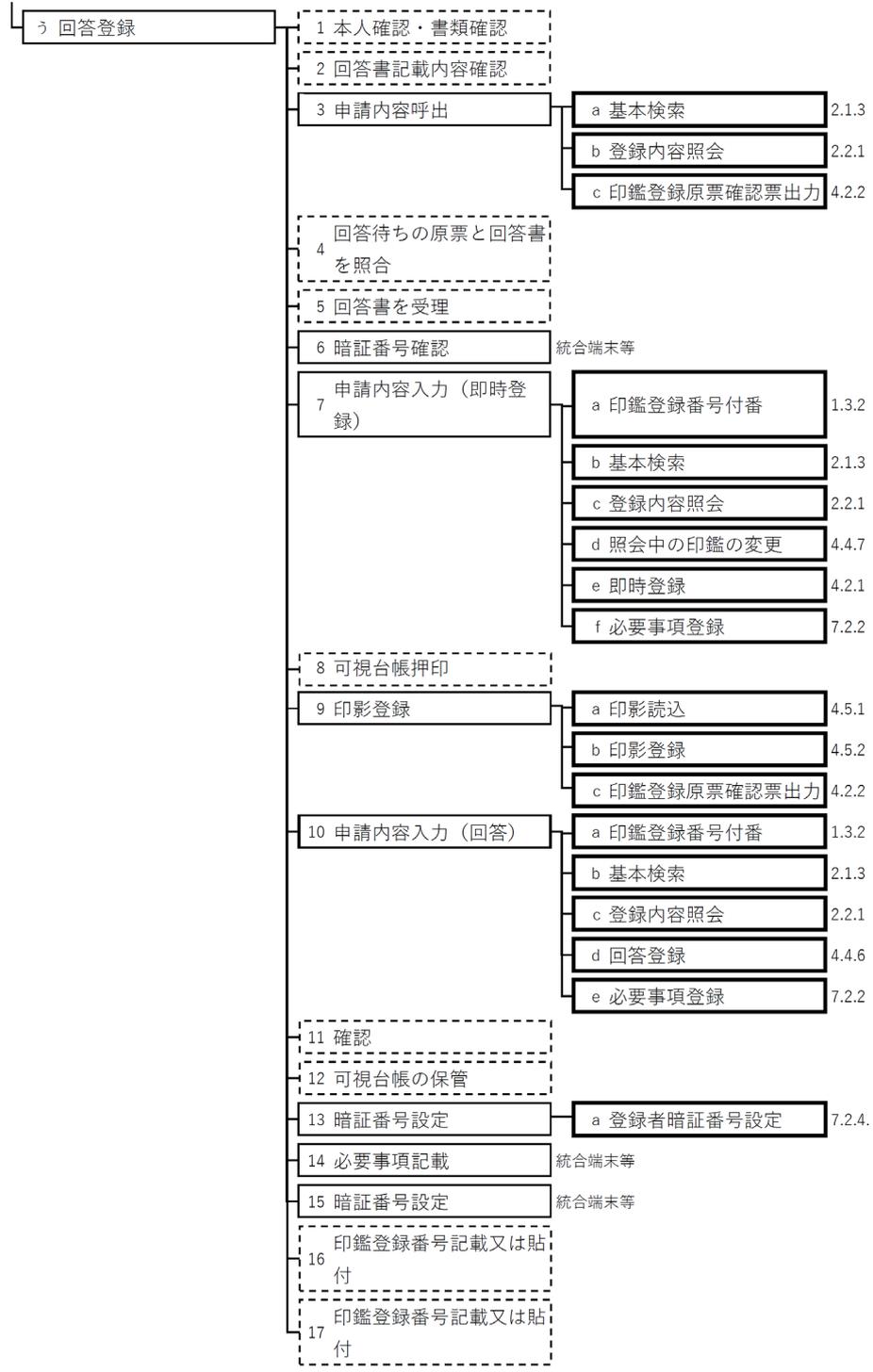


572

573

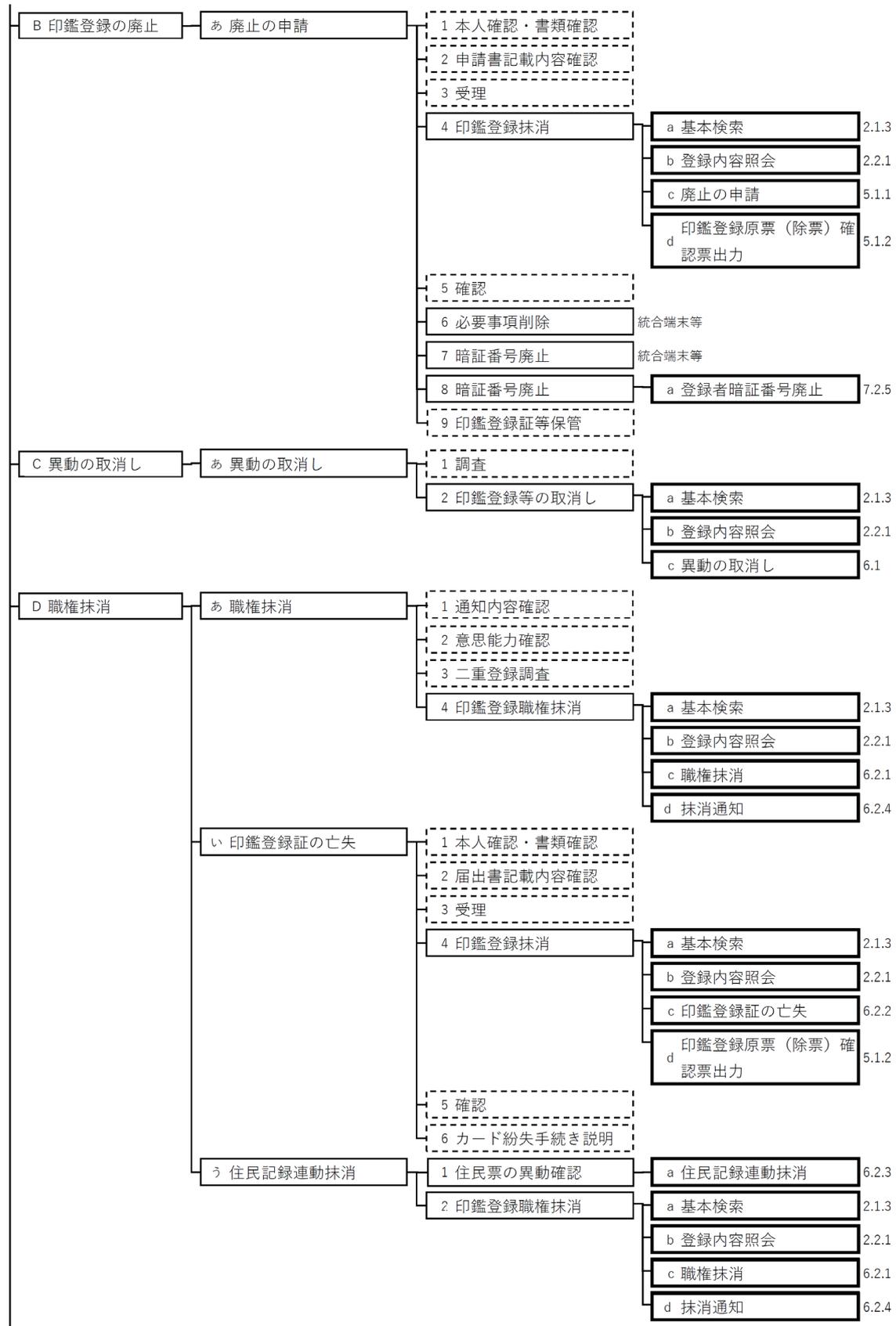
574  
575





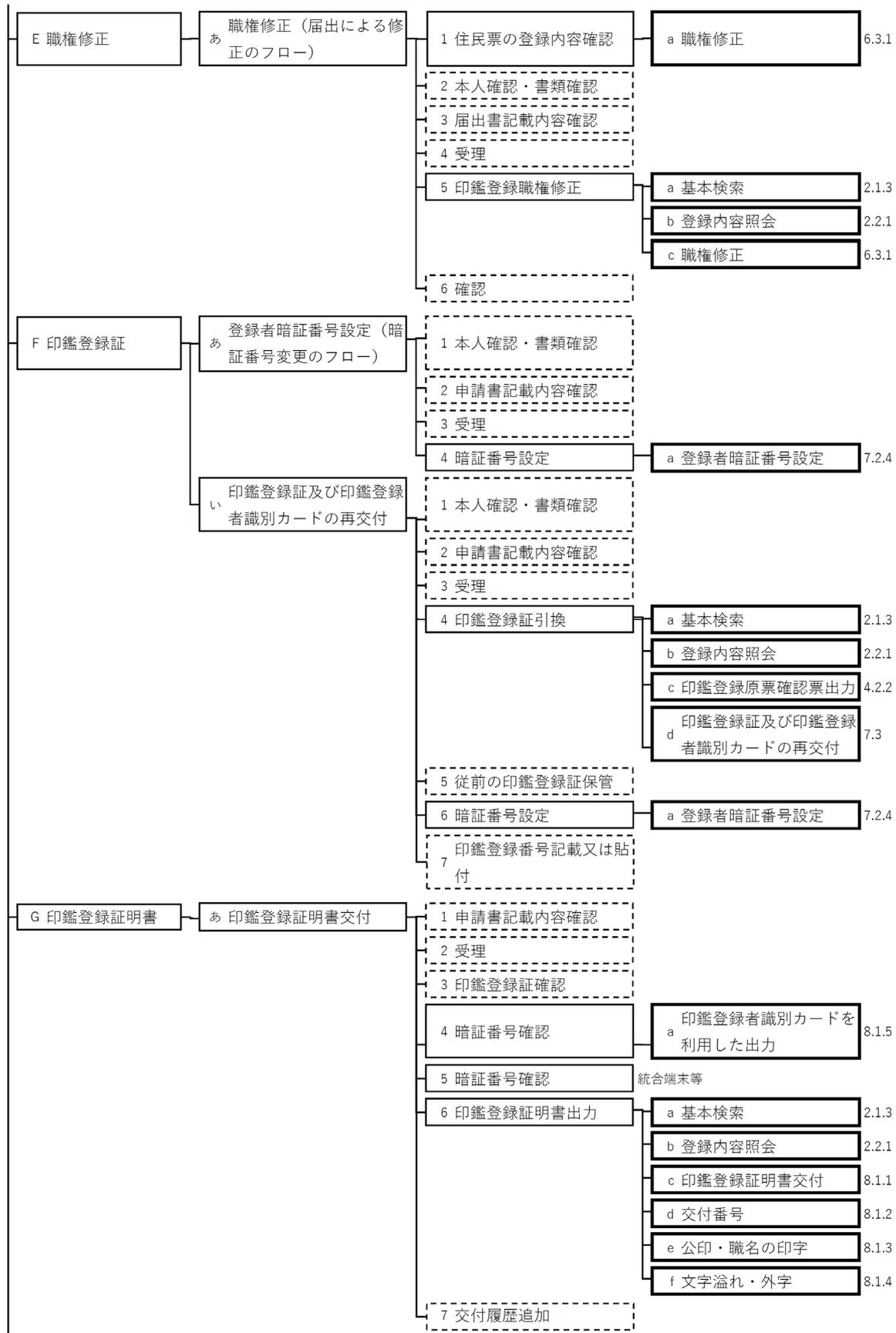
576

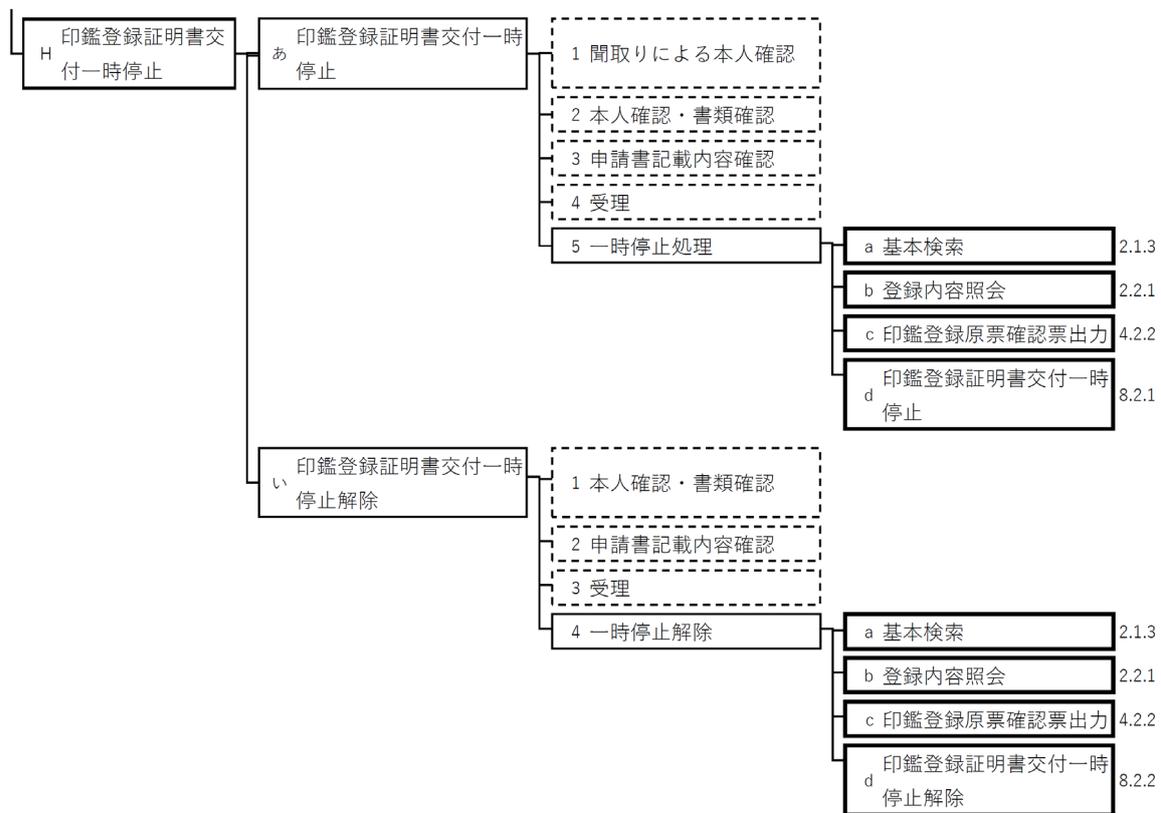
577



578

579





581

582

## 583 第4章 機能要件

### 584 1 管理項目

#### 585 1.1. 登録データ

##### 586 1.1.1. 日本人住民データの管理

###### 587 【実装すべき機能】

588 日本人住民の印鑑登録について、以下の項目を管理（※）すること。

589 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

590

591 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシス  
592 テムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1（データ構造）に規定す  
593 る最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を  
594 有すること。

###### 595 【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】

- 596 ・ 印影
- 597 ・ 登録番号
- 598 ・ 登録年月日
- 599 ・ 氏名
- 600 ・ 旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30  
601 条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）
- 602 ・ 生年月日（和暦で管理すること。）
- 603 ・ 性別
- 604 ・ 住所（方書を含む。以下同じ）

###### 605 【印鑑登録のその他の項目】

- 606 ・ 印鑑登録状態（仮登録、仮登録（照会中）、本登録、抹消）
- 607 ・ 宛名番号
- 608 ・ 世帯番号
- 609 ・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1参照）
- 610 ・ 成年被後見人該当の有無
- 611 ・ 抑止設定の有無
- 612 ・ 回答期限の年月日
- 613 ・ 除票となった年月日
- 614 ・ 利用者証明用電子証明書シリアル番号

615           ・ 備考

616

617   **【実装してもしなくても良い機能】**

618           ・ 印影の氏名区分（氏名、氏のみ、名のみ、旧氏と名、旧氏、氏頭文字と名頭文字、  
619           氏頭文字と名、氏と名頭文字、旧氏頭文字と名頭文字、旧氏頭文字と名、旧氏と名頭  
620           文字、その他）（「その他」は、従前から登録を受けていた印影が、上記の氏名区分に  
621           該当しない場合及び条例等において上記以外の区分を認めている場合にのみ使用す  
622           る。「その他」を使用する場合は、備考に印影の詳細を自由記述式で記載できるこ  
623           と。また「その他」を選択した場合、アラートを表示すること。）

624           ・ 保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号

625

626   **【実装しない機能】**

627           ・ 転出予定の有無を登録できること。

628           ・ 登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること。

629           ・ 顔写真入りの印鑑を登録できること。

630           ・ 同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること。

631

632 1.1.2. 外国人住民データの管理

633   **【実装すべき機能】**

634           外国人住民（住民基本台帳法（以下「法」という。）第30条の45に規定する外国人住民  
635           をいう。以下同じ。）の印鑑登録について、以下の項目を管理すること。

636           また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシ  
637           ステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1（データ構造）に規定  
638           する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能  
639           を有すること。

640           登録印鑑について、氏と名の頭文字を組み合わせたもの、氏の頭文字と名の頭文字を組  
641           み合わせたものを登録できること。

642           **【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】**

643           ・ 印影

644           ・ 登録番号

645           ・ 登録年月日

646           ・ 氏名（漢字）

647           ・ 氏名（アルファベット）

648           ・ 通称

649           ・ 生年月日（西暦で管理すること。）

- 650           ・ 性別
- 651           ・ 住所
- 652           ・ 氏名のカタカナ表記（外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に
- 653           記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されてい
- 654           る印鑑により登録を受ける場合）

655

656           **【印鑑登録のその他の項目】**

- 657           ・ 印鑑登録状態（仮登録、仮登録（照会中）、本登録、抹消）
- 658           ・ 宛名番号
- 659           ・ 世帯番号
- 660           ・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1 参照）
- 661           ・ 成年被後見人該当の有無
- 662           ・ 抑止設定の有無
- 663           ・ 回答期限の年月日
- 664           ・ 除票となった年月日
- 665           ・ 利用者証明用電子証明書シリアル番号
- 666           ・ 備考

667

668           **【実装してもしなくても良い機能】**

- 669           ・ 印影の氏名区分（氏名、氏名（カタカナ表記）、氏のみ、氏のみ（カタカナ表
- 670           記）、名のみ、名のみ（カタカナ表記）、氏頭文字と名頭文字、氏頭文字と名頭文字
- 671           （カタカナ表記）、氏頭文字と名、氏頭文字と名（カタカナ表記）、氏と名頭文字、
- 672           氏と名頭文字（カタカナ表記）、通称、氏と通称の一部、通称の一部と名、その他）
- 673           （「その他」は、従前から登録を受けていた印影が、上記の氏名区分に該当しない場
- 674           合及び条例等で上記以外の区分を認めている場合にのみ使用する。「その他」を使用
- 675           する場合は、備考に印影の詳細を自由記述式で記載できること。また「その他」を
- 676           選択した場合、アラートを表示すること。）
- 677           ・ 保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号

678

679           **【実装しない機能】**

- 680           ・ 転出予定の有無を登録できること。
- 681           ・ 登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること。
- 682           ・ 顔写真入りの印鑑を登録できること。
- 683           ・ 同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること。

684

685 1.1.3. 除票

686 **【実装すべき機能】**

687 5.1.1（廃止の申請）、6.2（職権抹消）により印鑑登録を抹消したときは、印鑑登録原  
688 票を除票とすること。

689

690 1.1.4. 空欄

691 **【実装すべき機能】**

692 以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、空欄を許容すること。

693

694 **【空欄を許容しない項目】**

- 695 ・ 印影
- 696 ・ 登録番号
- 697 ・ 登録年月日
- 698 ・ 氏名
- 699 ・ 生年月日
- 700 ・ 性別
- 701 ・ 住所
- 702 ・ 宛名番号
- 703 ・ 世帯番号

704

705 1.1.5. 年月日の管理

706 **【実装すべき機能】**

707 年月日は、暦上日に限り、許容すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）及び  
708 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日については、戸籍との整合  
709 性を図るため、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許容する  
710 とともに、以下に規定する不詳日を許容すること。印鑑登録システム内部の年月日の入力や  
711 管理については、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。

- 712 ・ 「令和〇〇年頃」
- 713 ・ 「令和〇〇年〇月頃」
- 714 ・ 「令和〇〇年〇月〇日頃」
- 715 ・ 「推定令和〇〇年〇月〇日」
- 716 ・ 「推定令和〇〇年〇月」
- 717 ・ 「令和〇〇年春」
- 718 ・ 「令和〇〇年〇月上旬」
- 719 ・ 「令和〇〇年〇月中旬頃」

- 720     • 「年月日不詳」
- 721     • 「令和〇〇年 月日不詳」
- 722     • 「令和〇〇年〇〇月 日不詳」
- 723     • 「令和〇〇年〇〇月〇日から〇〇月〇日頃までの間」
- 724     • 「令和〇〇年〇〇月推定〇日から〇日までの間」
- 725     • 「令和〇〇年〇〇月〇日頃から〇日頃までの間」

726  
727

#### 728   1. 1. 6. 年月日の表示

##### 729       **【実装すべき機能】**

730       年月日は、印鑑登録証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。ただ  
731       し、1. 1. 2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日  
732       は、西暦で記載・表示すること。上記の記載・表示のため 1. 3. 3（和暦・西暦管理）によ  
733       る適切な変換機能を有していること。

734

#### 735   1. 1. 7. メモ機能

##### 736       **【実装すべき機能】**

737       個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した  
738       者のユーザ ID 及び日時が記録されること。

739       メモの修正・削除について履歴管理されること。メモ入力されたものについては、印  
740       鑑登録証明書に出力されないこと。

741

#### 742   1. 1. 8. 郵便番号

##### 743       **【実装すべき機能】**

744       住所の郵便番号を管理すること。

745

#### 746   1. 1. 9. 郵便物送付コード

##### 747       **【実装してもしなくても良い機能】**

748       郵便物送付コード（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載として通称のみ  
749       を希望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。

750

751 1.2. 異動履歴データ

752 1.2.1. 異動履歴の管理

753 【実装すべき機能】

754 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定す  
755 る異動履歴は、以下の項目を管理すること。

756

757 【異動履歴管理事項に当たる項目】

- 758 ・ 登録申請年月日
- 759 ・ 照会年月日
- 760 ・ 回答年月日
- 761 ・ 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの交付年月日
- 762 ・ 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付申請年月日
- 763 ・ 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付年月日
- 764 ・ 印鑑登録の廃止申請年月日
- 765 ・ 印鑑等の亡失届出年月日
- 766 ・ 印鑑登録の抹消年月日
- 767 ・ 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの回収年月日
- 768 ・ 登録事項の修正の届出年月日
- 769 ・ 登録事項の修正年月日
- 770 ・ 異動処理年月日
- 771 ・ 異動受付場所
- 772 ・ 異動処理場所

773

774

775

776 1.2.2. 異動事由

777 【実装すべき機能】

778 システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えるこ  
779 と。

780 異動事由は、以下のとおり区分すること。

781

782 ○登録の事由

- 783 ・ 登録
- 784 ・ 職権登録

- 785           ・ 照会登録
- 786           ・ 回答登録
- 787           ・ 印鑑登録原票の改製
- 788           ・ 抹消の取消し
- 789
- 790           ○ 抹消の事由
- 791           ・ 印鑑の紛失、破損、亡失
- 792           ・ 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの紛失、破損、亡失
- 793           ・ 意思能力を有しない者に該当
- 794           ・ 二重登録
- 795           ・ 印鑑登録原票の改製
- 796           ・ 登録の取消し
- 797           ・ 住民票の消除
- 798           ・ 氏名の変更
- 799           ・ 氏の変更
- 800           ・ 名の変更
- 801           ・ 旧氏の変更
- 802           ・ 旧氏の削除
- 803           ・ 通称の削除
- 804           ・ 氏名のカタカナ表記の変更・住基カード廃止
- 805           ・ 個人番号カード廃止
- 806
- 807           ○ 修正の事由
- 808           ・ 氏名変更（氏名を印影に使用していない場合）
- 809           ・ 氏の変更（氏を印影に使用していない場合）
- 810           ・ 名の変更（名を印影に使用していない場合）
- 811           ・ 旧氏の記載（旧氏を印影に使用していない場合）
- 812           ・ 旧氏の変更（旧氏を印影に使用していない場合）
- 813           ・ 旧氏の削除（旧氏を印影に使用していない場合）
- 814           ・ 通称の記載（通称を印影に使用していない場合）
- 815           ・ 通称の削除（通称を印影に使用していない場合）
- 816           ・ 性別変更
- 817           ・ 転居
- 818           ・ 誤記修正
- 819           ・ 個人番号カード再交付
- 820           ・ 異動の取消し（修正）
- 821

- 822 ○印鑑登録証再交付の事由  
823 ・印鑑登録原票の改製  
824 ・汚損又は毀損  
825 ・磁気不良  
826 ・個人番号カード兼用交付  
827 ・住基カード又は個人番号カード兼用取り止め  
828

### 829 1.3. その他の管理項目

#### 830 1.3.1. 入力場所・入力端末

##### 831 【実装すべき機能】

832 システムログや証明書発行管理に使用するため、印鑑登録システムを使用する場所と  
833 して、本庁、支所、出張所、印鑑登録システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登  
834 録管理ができること。

835 指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区。以下同じ。）（区  
836 役所）を管理できること。

837

#### 838 1.3.2. 印鑑登録番号付番

##### 839 【実装すべき機能】

840 登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかのいずれかの方  
841 法で登録できること。登録番号の体系は、半角英数字、チェックディジットの指定をせ  
842 ず、15桁とし、15桁に満たない場合は数値の左側を0で埋めることとする。ただし、既  
843 に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号が上記の番号体系に合致  
844 しない場合は、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管  
845 理）に規定する登録番号には9から始まる15桁の番号を入力し、実際の登録番号は旧登  
846 録番号に入力することとする。

847

848

##### 849 【実装してもしなくても良い機能】

850 既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号を旧登録番号に入力  
851 する際に、交付済み印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの磁気又は集積回路を付した  
852 磁気カードに記録された情報をICカードリーダー又は磁気テープリーダーで読み取り登  
853 録できること。

854

855 1.3.3. 和暦・西暦管理

856 **【実装すべき機能】**

857 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。

858 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能であるこ  
859 と。

860

861 1.3.4. 公印管理

862 **【実装すべき機能】**

863 市区町村長及び職務代理者の公印が管理できること。

864

865 1.3.5. 印鑑登録証データの管理

866 **【実装すべき機能】**

867 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードについて、以下の項目を管理できること。

- 868 ・ 印鑑登録証（紙、プラスチックカード）
- 869 ・ 印鑑登録者識別カード（磁気又は集積回路を付したカード）
- 870 ・ 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用、条例等利用領域又は磁気テー  
871 プを利用）
- 872 ・ 旧登録番号（7.1.1（印鑑登録証）参照）

873

874 **【印鑑登録者識別カード】**

- 875 ・ 事務処理要領第3の4「登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録  
876 を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもつて調製さ  
877 れた印鑑登録証（以下「印鑑登録者識別カード」という。）を交付する。」に従い、  
878 定義する。

879

880 **【実装しない機能】**

881 印鑑登録証について、以下の項目を管理できること。

- 882 ・ 住基カード

883

884

885 1.3.6. 交付履歴の管理

886 **【実装すべき機能】**

887 印鑑登録証明書の交付履歴は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。

- 888 ・ 交付年月日

- 889           • 交付場所
- 890           • 枚数
- 891           • 発行番号
- 892           • 端末名、ユーザ ID
- 893           • 処分情報（謝って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）
- 894

## 895 2 検索・照会・操作

### 896 2.1. 検索

#### 897 2.1.1. 検索機能

##### 898 【実装すべき機能】

899 システム利用者（ID 単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履  
900 歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。

901 また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴  
902 を活用した新たな検索にも対応できること。

903

#### 904 2.1.2. 検索文字入力

##### 905 【実装すべき機能】

##### 906 【実装すべき機能】

907 カタカナで入力及び検索できること。

908 以下のあいまい検索ができること。

909 ・ 清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。

910 例「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、  
911 「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」

912 ・ 拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。

913 例「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ュ」と「ユ」、「ヨ」と「ヨ」

914 ・ 氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。

915 ・ 名（氏名の名）のみの検索ができること。

916 ・ 氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。

917 ・ カタカナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が  
918 「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。

919 ・ 長音の有無を無視できること。

920 ・ 入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「ー(全角ダッシュ)」と「- (全角  
921 マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「- (半角ハイフン、マイ  
922 ナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき  
923 両方が該当として処理されること。

924 ・ 検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

925 例：検索文字の例

926 「辺」で検索時は「邊」、「边」、「邊」、「邨」等、「浜」で検索時は「濱」、  
927 「頻」、「瀆」、「濱」等、

928 「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等が検索対象文字となる。  
929 ・ 外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索  
930 できること。  
931

### 932 2.1.3. 基本検索

#### 933 【実装すべき機能】

934 登録番号、氏名（漢字、アルファベットを含む。）、旧氏、通称、生年月日（西暦、和  
935 暦）、性別、住所、カタカナ、印鑑登録状態、宛名番号、世帯番号、抹消事由から検索で  
936 できること。

937 指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により管轄区を自  
938 動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区を選択も可能と  
939 すること。

940 年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。

941 異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検索し、対象  
942 者を特定できること。

943 上記項目に関し、データ未入力項目についても検索できること。

944 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外  
945 字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的  
946 な実装方法は規定しない。

947 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。

948 氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。  
949

950 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッ  
951 チするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報につい  
952 て、データベースに問い合わせる操作をいう。  
953

954

#### 955 【実装してもしなくても良い機能】

956 個人や世帯を選択後、該当者の1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国  
957 人住民データの管理）のデータをCSV形式で出力する機能を有すること。  
958

#### 959 【実装しない機能】

960 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）ができるこ  
961 と。  
962

963 2.2. 照会

964 2.2.1. 登録内容照会

965 **【実装すべき機能】**

966 2.1.3（基本検索）の検索結果からデータを選択して印鑑登録の内容が表示できるこ  
967 と。

968 2.2.2. 異動履歴照会

969 **【実装すべき機能】**

970 個人や世帯を特定した後に、1.2（異動履歴データ）に規定する異動履歴を照会でき  
971 ること。

972 2.2.3. 交付履歴照会

973 **【実装すべき機能】**

974 個人を特定した後に、1.3.6（交付履歴の管理）に規定する印鑑登録証明書の交付履  
975 歴を照会できること。

976 2.2.4. 操作者照会

977 **【実装すべき機能】**

978 操作者を特定した後に、13.2（アクセスログ管理）に規定する操作ログの内容を表示  
979 できること。

980

981

982

983

984 2.3. 操作

985 2.3.1. キーボードのみの画面操作

986 **【実装すべき機能】**

987 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能であるこ  
988 と。

989

## 990 3 抑止設定

### 991 3.1. 異動・交付・照会抑止

#### 992 【実装すべき機能】

993 印鑑登録証明書の交付抑止を管理できること。

994 DV等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）に対する印鑑登録証  
995 明書の交付抑止、その他の抑止を管理できること。抑止設定の有無は住民記録システム  
996 から最新のDV等支援対象者情報と連動し、個人ごとに「有」に設定できること。

997 各抑止機能について、異動の入力、12.1（審査・決裁）に規定する仮登録から本登録  
998 への移行、印鑑登録証明書の交付、照会などの処理ごとに、個人単位で、抑止（エラ  
999 ー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））を設定できること。

1000 抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了  
1001 した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。

1002 抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル  
1003 （エラー・アラート）の設定ができること。

1004

## 1005 4 印鑑登録

### 1006 4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示

#### 1007 4.1.1. 世帯内印影表示

#### 1008 【実装すべき機能】

1009 登録申請者の世帯内印影票を表示できること。必要に応じて世帯内印影票を出力でき  
1010 ること。

1011

#### 1012 4.1.2. 世帯内印影比較

#### 1013 【実装すべき機能】

1014 本登録前の段階で読み込んだ印影と、世帯内印影の比較が可能なこと。

1015

1016

1017 4.2. 即時登録

1018 4.2.1. 即時登録

1019 **【実装すべき機能】**

1020 本人からの登録申請等に基づき、印鑑の即時登録ができること。登録時には 1.1.1  
1021 (日本人住民データの管理) 及び 1.1.2 (外国人住民データの管理) に規定する項目を  
1022 入力できること。

1023 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。

1024 住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字に  
1025 よる印影の印鑑も、住民票における文字と同一の文字を表している限り、登録できるこ  
1026 と。「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」(平成 23 年法務省告示第  
1027 582 号) により、住民票における文字と同一の文字を表していると認められる文字によ  
1028 る印影の印鑑を登録できること。

1029 既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請  
1030 同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付(コンビニ交付を含む。)があったときには、  
1031 同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラート  
1032 を表示できること。

1033 登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場  
1034 合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていな  
1035 い事実が確認されれば、当該申請を受理できること。

1036

1037 4.2.2. 印鑑登録原票確認票出力

1038 **【実装すべき機能】**

1039 登録処理の後、印鑑登録原票確認票を出力できること。

1040

1041 8.1.1 (印鑑登録証明書交付) で表示した印鑑の印鑑登録原票確認票を出力できるこ  
1042 と。

1043

1044 4.3. 保証人

1045 4.3.1. 保証人確認

1046 **【実装してもしなくても良い機能】**

1047 保証人による登録を行う場合、保証人確認票を表示できること。

1048 必要に応じて保証人確認票を出力できること。

1049

1050 **【実装しない機能】**

1051 保証人を付しての登録申請については、登録後に印鑑の登録をした旨を保証人に通知  
1052 できること。

1053

1054 4.3.2. 交付確認

1055 **【実装してもしなくても良い機能】**

1056 保証人を付しての登録申請については、登録後に登録申請者本人宛の印鑑登録確認通  
1057 知書を出力できること。

1058 必要に応じて再発行できること。

1059

1060 4.4. 印鑑照会及び回答

1061 4.4.1. 仮登録（照会中）

1062 **【実装すべき機能】**

1063 印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態  
1064 を「仮登録（照会中）」として登録ができること。登録時には1.1.1（日本人住民データ  
1065 の管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。

1066 登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場  
1067 合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていな  
1068 い事実が確認されれば、当該申請を受理できること。

1069

1070 **【実装しない機能】**

1071 印影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。

1072

1073 4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行

1074 **【実装すべき機能】**

1075 文書による照会を行う場合、印鑑の登録に関する照会書を出力できること。照会書ご  
1076 とに回答期限年月日を設定できること。デフォルトの設定は、回答期限は自治体ごとに  
1077 設定された日数とし、回答期限が閉庁日の場合は翌開庁日とすること。

1078 印鑑の登録に関する照会書の送付先は、住民票上の住所を表示すること。

1079 再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できる  
1080 こと。

1081

1082 4.4.3. 照会状況管理

1083 **【実装すべき機能】**

1084 仮登録（照会中）の登録申請者のみを検索できること。

1085 検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日を確認できること。

1086 回答期限年月日を修正できること。

1087

1088 4.4.4. 申請者の申請取りやめに伴う仮登録（照会中）の取消し

1089 **【実装すべき機能】**

1090 文書照会中の申請について、登録申請者が申請を取り止めた場合には、照会の取消し  
1091 ができること。

1092 仮登録（照会中）の印鑑登録を取消しした場合、印鑑登録原票確認票を出力できるこ  
1093 と。

1094

1095 4.4.5. 期限切れによる仮登録（照会中）の取消し

1096 **【実装すべき機能】**

1097 回答期限を指定して仮登録（照会中）状態の印鑑登録を取消しできること。予約実行  
1098 で毎日自動的に回答期限切れの仮登録（照会中）状態の印鑑登録を取消しできること。

1099 その際、対象者を抽出して XLSX 形式、CSV 形式、PDF 形式のいずれかによってファイル  
1100 出力できること。

1101

1102 4.4.6. 回答登録

1103 **【実装すべき機能】**

1104 回答書に基づいて、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を本登録に移行して印鑑  
1105 を登録できること。登録時には 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住  
1106 民データの管理）に規定する項目を入力できること。

1107 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。

1108 住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字によ  
1109 る印影の印鑑も、住民票における文字と同一の文字を表している限り、登録できるこ  
1110 と。「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成 23 年法務省告示第 582  
1111 号）により、住民票における文字と同一の文字を表していると認められる文字による印  
1112 影の印鑑を登録できること。

1113 既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請  
1114 同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、

1115 同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラート  
1116 を表示できること。

1117

#### 1118 4.4.7. 照会中の印鑑の変更

##### 1119 【実装すべき機能】

1120 回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録  
1121 (照会中) の印鑑登録原票の内容を保持して 4.2.1 (即時登録) の入力に移行できるこ  
1122 と。

1123

#### 1124 4.5. 印影登録

##### 1125 4.5.1. 印影読込

##### 1126 【実装すべき機能】

1127 印影は可視台帳からスキャナで読み取り登録できること。印影の解像度は 600dpi で  
1128 あること (ただし様々な意見が考えられるため、全国照会で意見を頂戴する)。読み取  
1129 った印影は BMP 形式または BMP 形式に可逆変換できること (例: TIFF)。読み取った印  
1130 影について必要な部分のみの切り出し処理が行えること。スキャナでの印影読み込み時  
1131 に色と濃度が調整できること。スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えるこ  
1132 とができること。スキャナの読み取り位置を設定できること。

1133

##### 1134 【可視台帳】

- 1135 ・ 印影を紙に押下した紙原本を指す。
- 1136 ・ 印影及び印影以外の情報はすべてシステム上に登録し印鑑登録原票とするが、印  
1137 影については電子データ保存の場合縮尺等が変更されてしまう可能性があることから、  
1138 可視台帳は別途保管することとする。(そのため、印影差し替えの場合は紙原票 (可視  
1139 台帳) の差し替えをおこなう。)

1140

##### 1141 4.5.2. 印影登録

##### 1142 【実装すべき機能】

1143 4.5.1 (印影読込) で読み込んだ印影を印鑑登録できること。回答書持参の場合は、  
1144 仮登録 (照会中) の印影で印鑑登録ができること。

1145

1146 4. 6. 印鑑登録原票の改製

1147 **【実装すべき機能】**

1148 印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設け  
1149 ず、満欄による自動改製は行わないこと。

1150

1151 4. 7. 印鑑登録原票の除票

1152 **【実装すべき機能】**

1153 印鑑登録原票を抹消又は改製したときは、除票とすること。

1154

1155

1156 **5 印鑑登録の廃止**

1157 5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請

1158 5.1.1. 廃止の申請

1159 **【実装すべき機能】**

1160 登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を  
1161 抹消できること。その際、抹消年月日、抹消事由を入力できること。

1162

1163 5.1.2. 印鑑登録原票（除票）確認票出力

1164 **【実装すべき機能】**

1165 印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票（除票）確  
1166 認票を出力できること。

1167

1168 5.2. 電子申請

1169 **【実装すべき機能】**

1170 公的個人認証サービスを用いた印鑑登録廃止の電子申請に対応していること。

1171

1172 **【実装しない機能】**

1173 代理人による電子申請を受け付けること。

1174

## 1175 6 職権処理

### 1176 6.1. 異動の取消し

#### 1177 【実装すべき機能】

1178 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消しの対  
1179 象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。

1180 虚偽の申請又は誤入力等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。住  
1181 民記録システムで異動処理の取消しが発生した際には、住民記録システムから連動し取  
1182 消すか否かの選択ができること。

1183

#### 1184 【実装しない機能】

1185 転出の予定年月日経過後に転出取消しをした場合、自動で印鑑登録の抹消を取り消す  
1186 ことができること。

1187

### 1188 6.2. 職権抹消

#### 1189 6.2.1. 職権抹消

##### 1190 【実装すべき機能】

1191 意思能力を有しない者に該当した場合や二重登録が発見された場合、その他その者に  
1192 係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときは、印鑑の登録を職権で抹消できるこ  
1193 と。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を選択できること。

1194

#### 1195 6.2.2. 印鑑登録証の亡失

##### 1196 【実装すべき機能】

1197 印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できるこ  
1198 と。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を入力できること。

1199

#### 1200 6.2.3. 住民記録連動抹消

##### 1201 【実装すべき機能】

1202 印鑑の登録を受けている者の住民票の消除が発生した場合、住民記録システムと連動  
1203 し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。その際、印鑑登録原票（除票）確  
1204 認票を出力できること。仮登録（照会中）の登録申請者の住民票に上記の異動が発生し  
1205 た場合は、住民記録システムと連動し、自動的に当該申請が取り消されること。

1206           また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した  
1207 場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認  
1208 のうえ処理することができること。

1209           住民記録システムとの連動は、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管  
1210 理することで、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持を実現できること。

1211

#### 1212           **【実装してもしなくても良い機能】**

1213           自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成でき  
1214 ること。

1215           外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された印鑑を登録している場  
1216 合において、氏名の順序等の変更があったとき、住民記録システムと連動して当該印鑑  
1217 の登録を抹消できること。

1218

### 1219   6.2.4. 抹消通知

#### 1220           **【実装すべき機能】**

1221           6.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の消除を除く事由による登  
1222 録の抹消については、印鑑の登録を受けている者宛ての印鑑登録抹消通知書の出力がで  
1223 きること。印鑑登録抹消通知書には抹消事由が印字できること。

1224

### 1225   6.3. 職権修正

#### 1226   6.3.1. 職権修正

#### 1227           **【実装すべき機能】**

1228           登録者の届出を受けて職権修正する場合は、印影と登録番号を除く、1.1.1（日本人住  
1229 民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができる  
1230 こと。印鑑の登録を受けている者の住民票に氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称  
1231 の削除等の異動が発生した場合でも、登録を受けている印影に影響がない場合は、印鑑  
1232 登録の職権修正ができること。修正後、印鑑登録原票確認票が出力できること。

1233           通称を刻した印章をもって印鑑の登録をしていた外国人住民が帰化した場合であっ  
1234 て、帰化後の氏名が当該通称と同じ場合、当該印鑑の登録を維持したまま、登録事項の  
1235 修正を行えること。

#### 1236           **【実装しない機能】**

1237           印鑑登録原票に記載されている住所について、住民票に記載された住所の方書を削除  
1238 できること。

1239

1240 6.3.2. 誤記修正

1241 **【実装すべき機能】**

1242 誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。異動事由は、「誤記修正」  
1243 とすること。誤記があった異動の履歴は上書き修正しないこと。

1244

1245 **【実装しない機能】**

1246 異動履歴を残さない上書き修正ができること。

1247

## 1248 7 印鑑登録証

### 1249 7.1. 印鑑登録証

#### 1250 7.1.1. 印鑑登録証

##### 1251 【実装すべき機能】

1252 印鑑登録証として、紙媒体又はプラスチックカードによる印鑑登録証の交付に対応  
1253 できること。従前の印鑑登録システムで利用していた登録番号を管理する必要がある場  
1254 合には、従前の登録番号を旧登録番号に記録できること。  
1255

### 1256 7.2. 印鑑登録者識別カード

#### 1257 7.2.1. 印鑑登録者識別カード

##### 1258 【実装すべき機能】

1259 印鑑登録者識別カードの交付に対応できること。  
1260

#### 1261 7.2.2. 必要事項登録

##### 1262 【実装すべき機能】

1263 印鑑登録者識別カードに必要な事項（登録番号、登録者暗証番号）を記録できること。  
1264 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合でも、必要な事  
1265 項を職員が手作業で再入力することなく、当該カードを管理するシステムに登録できる  
1266 こと。  
1267

#### 1268 7.2.3. 必要事項削除

##### 1269 【実装すべき機能】

1270 印鑑登録者識別カードの使用を終了する場合、記録した事項を削除できること。印鑑  
1271 登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カードを管理  
1272 するシステムの操作で削除することも妨げない。  
1273

#### 1274 7.2.4. 登録者暗証番号設定

##### 1275 【実装すべき機能】

1276 印鑑登録者識別カードに登録者暗証番号を設定できること。  
1277 また、使用中の登録者暗証番号を変更できること。

1278 登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大／小文字を混  
1279 在、英字と数字を組み合わせ設定できること。）とすること。

1280 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カード  
1281 を管理するシステムの操作で設定することも妨げない。

1282

#### 1283 7.2.5. 登録者暗証番号廃止

##### 1284 【実装すべき機能】

1285 印鑑登録者識別カードに設定されている登録者暗証番号を廃止できること。

1286 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カード  
1287 を管理するシステムの操作で廃止することも妨げない。

1288

#### 1289 7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付

##### 1290 【実装すべき機能】

1291 再交付の申請等に基づき、引換処理ができること。その際、再交付の事由を入力でき  
1292 ること。

1293 合併により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。

1294

##### 1295 【実装してもしなくても良い機能】

1296 再交付時に登録番号を維持するか更新するか、又はその都度選択するかを設定できる  
1297 こと。出力時には、有効期間満了日までの日数を設定し、対象者を選択できること。

1298

#### 1299 7.4. 個人番号カードの利用

##### 1300 【実装すべき機能】

1301 個人番号カードを印鑑証明証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができる  
1302 こと。（条例等利用領域を利用できるのは行政手続における特定の個人を識別するための  
1303 番号の利用等に関する法律第18条第1項の条例において個人番号カードを印鑑登録証等  
1304 として利用することができる旨の規定をしている市町村においてのみ。）

1305

##### 1306 7.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用

##### 1307 【実装すべき機能】

1308 個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別  
1309 カードとして利用することができること（利用者用電子証明書が効力を失っていないこ  
1310 との確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。

1311           この場合、JPKI 利用者ソフトを利用して利用者証明用電子証明書の送付を受けシリアル  
1312           番号を登録できること。

1313           また、利用者証明用電子証明書が再発行された際、及び個人番号カードが再交付され  
1314           た際に、JPKI 利用者ソフトを利用して利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込  
1315           み再登録できること。

1316

#### 1317   7.4.2. 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用

##### 1318       【実装すべき機能】

1319           個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープを利用して印鑑登録証又は印鑑登録  
1320           者識別カードとして利用する場合には、基本利用領域及び他の利用領域とは独立した条  
1321           例等利用領域又は磁気テープに、個人番号カード AP 搭載システムを利用して、必要な事  
1322           項（登録番号）の記録及び登録者暗証番号の設定ができること。

1323           また、個人番号カード AP 搭載システムを利用して記録した事項の削除及び設定した  
1324           登録者暗証番号の廃止ができること。

1325

#### 1326   7.4.3. 印鑑登録の抹消

##### 1327       【実装すべき機能】

1328           個人番号カードを利用している場合は、個人番号カードの運用状況が廃止となった場  
1329           合に、印鑑登録の抹消ができること。

1330           また、印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）が出力できること。

1331

## 1332 8 印鑑登録証明書

### 1333 8.1. 印鑑登録証明書交付

#### 1334 8.1.1. 印鑑登録証明書交付

##### 1335 【実装すべき機能】

1336 印鑑登録証明書の出力ができること。印鑑登録処理後、引き続き印鑑登録証明書の交  
1337 付ができること。帳票は部数を指定して、一度に複数枚交付することができること。(コ  
1338 ンビニ交付について8.1.6を参照のこと。)

1339 失効した印鑑登録証で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合、エラーとし、印鑑  
1340 登録証を回収するようメッセージを表示できること。

1341 性別の記載については、自治体ごとに選択できること。性別を記載しない場合には、  
1342 証明書においても性別欄をなくすこと。

1343

##### 1344 【実装してもしなくても良い機能】

1345 性別を記載する自治体において、申請者の申出により、性別を記載しないことができ  
1346 ること。記載しない場合には、証明書の性別欄にはアスタリスクを記載すること。

1347

##### 1348 【実装しない機能】

1349 通称のみの印鑑登録証明書を交付できること。

1350 印鑑登録証明書の交付の際に、印鑑登録原票に記載されている通称及び住所の記載  
1351 中の方書きを削除できること。

1352

#### 1353 8.1.2. 交付番号

##### 1354 【実装すべき機能】

1355 印鑑登録証明書に交付番号を印字することができること。また、交付番号の一部を交付場  
1356 所単位を示す番号とすることができること。交付番号は以下の表示方法とすること。

1357 交付年月日・市区町村名・交付端末名番号・交付プリンタ番号・交付された順に付された  
1358 番号

1359 例：20200502 ●●市 本庁1 プリンタ 001 011

1360 なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすることも可能であるこ  
1361 と。

1362 複数部数を交付する場合は、一部ずつ異なる交付番号とすること。

1363

1364 8.1.3. 公印・職名の印字

1365 **【実装すべき機能】**

1366 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又は職務代理  
1367 者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市区町村長又は職務代理者の印）が  
1368 選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都  
1369 市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。

1370 なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用  
1371 の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」  
1372 等の任意の固定文言が印字できること。

1373 なお、電子公印は最大 25mm 角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は不要とす  
1374 る。

1375

1376 **【実装しない機能】**

1377 支所・出張所の専用公印を持つこと。

1378 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合  
1379 に、都道府県名の印字を省略できること。

1380

1381 8.1.4. 文字溢れ・外字

1382 **【実装すべき機能】**

1383 印鑑登録証明書の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するなど  
1384 して、文字超過としないようにすること。なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生  
1385 じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、  
1386 文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。デフォルト  
1387 では該当項目を限界まで出力させるものとし、該当項目を空白で出力すること も選択で  
1388 きること。

1389

1390 8.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力

1391 **【実装すべき機能】**

1392 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。

1393 また、暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にも印鑑登録証  
1394 明書を出力できること。

1395

1396 8.1.6. 個人番号カードを利用した証明書の出力

1397 **【実装すべき機能】**

1398 個人番号カード（利用者証明用電子証明書）を使用する場合は、利用者用電子証明書が  
1399 効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認を受けるこ  
1400 とができた場合にのみ、印鑑登録証明書を出力できること。

1401 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープを利用）を使用する場合、登録者暗証  
1402 番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。

1403

#### 1404 8.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付

##### 1405 【実装すべき機能】

1406 広域交付システムインタフェース仕様書に基づく端末における証明書交付に対応して  
1407 いること。

1408 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。

1409

#### 1410 8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止

##### 1411 8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止

##### 1412 【実装すべき機能】

1413 印鑑登録証明書の交付を一時的に停止にできること。停止期間については最長1年と  
1414 し、更新できること。停止理由を管理することができ、証明交付時に停止理由を照会で  
1415 きること。コンビニ交付での印鑑証明書の交付を停止できること。

1416

##### 1417 【実装してもしなくても良い機能】

1418 一時停止対象者を一覧で確認できること、又は一時停止対象者を抽出したファイルを  
1419 作成できること。

1420

##### 1421 8.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除

##### 1422 【実装すべき機能】

1423 一時停止の解除の申請をもとに、印鑑登録証明書交付の一時停止を解除できること。

1424

## 1425 9 バッチ

### 1426 【実装すべき機能】

1427 バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎  
1428 日、毎週〇曜日、毎月 XX 日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が  
1429 提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカ  
1430 ー、バージョンなどについて、発注者からの要求があった場合、提示すること。

1431 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定した実行条件が参照されること。な  
1432 お、前回設定の実行条件は、一部修正ができること。修正箇所については、修正した旨  
1433 が判別し易くなっていること。

1434 大量処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。

1435 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常  
1436 又は異常の旨、異常終了した際は OS やミドルウェア等から出力されるエラーコード等）  
1437 が出力されること。また、異常終了した場合の警告を他の通報システムに連携できるこ  
1438 と。

1439

## 1440 10 EUC

### 1441 【実装すべき機能】

1442 EUC 専用のデータソースが整備されていること。データソースは、印鑑登録情報の異  
1443 動履歴を含む印鑑登録システムの全てのデータを対象とすること。これらの機能等によ  
1444 って、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等について、以下のとおり提供され  
1445 ること。

1446

### 1447 【データソース】

1448 「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」に記載のあるデ  
1449 ータ項目について、データソースとして参照できること。各データ項目について  
1450 は、「データ項目一覧表」における「データ項目名称」として参照できること。ま  
1451 た、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用（外字使用の有無）」、「コー  
1452 ド」の仕様については、「データ項目一覧表」の記載内容（各データ項目の仕様）に  
1453 従うこと。

1454 「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」に記載のないデ  
1455 ータ項目であっても、1.1（登録データ）において管理している項目については、デ  
1456 ータソースとして参照できること。これらのデータソースは、物理的な EUC 専用の  
1457 データソースまたは仮想的なデータソース等として提供すること。

1458

### 1459 【データ抽出・分析・加工】

1460 データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデー  
1461 タの抽出ができること。また、一般的な演算子（+, =, >, !=, &, ++, --他、各種演算を  
1462 表わす記号・シンボル）及び一般的に流通している表計算ソフトウェアやデータベ  
1463 ースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用いたデータの抽出・分析・加工等  
1464 ができること。また、大量抽出等した場合であっても、オンライン処理に影響が出  
1465 ないこと。

1466 なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接記述・指  
1467 定するもののほか、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・分析・加工等  
1468 ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話的に処理を進める操作  
1469 方式（ウィザード）も提供すること。

1470 抽出については、指定した条件に該当する者の住民情報（氏名、住所等）、該当  
1471 者数いずれも対応可能であること。

1472

### 1473 【データ出力】

1474 抽出・分析・加工したデータに対して、XML 形式や CSV 形式として、データの出  
1475 力ができること。

1476           また、リスト形式及び宛名形式でのディスプレイや紙等への出力（ディスプレイ  
1477 表示、プリンターでの印刷等）及びPDF形式でのファイル保存もできること。

1478           これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の  
1479 場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

1480           そして、特別の知識のない職員であってもデータ並びにリスト形式及び宛名形式  
1481 での出力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話  
1482 的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。

1483           なお、データ項目を出力する際は、データ要件の30.2（文字）に規定する要件に  
1484 従うこと。

1485

## 1486 11 エラー・アラート項目

### 1487 11.1. エラー表示

#### 1488 【実装すべき機能】

1489 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラーとして抑止するこ  
1490 と。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法  
1491 として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメ  
1492 ッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えな  
1493 い。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が  
1494 解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できない。また、仮登録段階でエラーメ  
1495 ッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止す  
1496 ることも、いずれもエラーの実装方法として許容される。

1497

#### 1498 【実装しない機能】

1499 転出予定の住民に対して印鑑登録証明書の出力を行う場合、エラーを表示すること。

1500

1501

1502

1503 ○ エラー項目一覧

1504

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書案では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
1	登録番号が手動付番の場合で、桁数が15桁でない場合	登録番号の桁数に誤りがあります。	1.3.2
2	指定した登録番号が使用済みの場合	既に登録番号は使用済みです。	1.3.2、4.2.1、4.4.1
3	生年月日以外で、暦上日以外の年月日が指定された場合	入力された日付が正しくありません。	1.1.5、1.1.6
4	照会年月日>登録年月日の場合	照会年月日と登録年月日の間に矛盾があります。	1.1.5、1.1.6、4.4.6
5	照会年月日>抹消年月日の場合	照会年月日と抹消年月日に矛盾があります。	1.1.5、1.1.6、5.1.1、6.2.1
6	指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合	指定した登録番号では登録がありません。	2.1.3
7	支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	指定した個人は支援対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1
8	支援対象者の印鑑登録証明書を交付しようとした場合	支援対象者です。交付する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1、8.1.1
9	届出、申請の日付が処理日より未来の日付の場合	選択範囲が閾値を超えているため登録できません。届出日、申請日が未来の日付です。	4.2.1、4.4.6、4.4.1、5.1.1、6.1、6.2.1、6.2.2、6.3.1
10	指定した個人が住民票の異動処理中の場合	住民票の異動処理中のため、処理できません。	4.2.1、4.4.6、4.4.1、5.1.1、6.3.1
11	登録申請者の印鑑が存在する場合	登録申請者は、すでに印鑑の登録を受けています。	4.2.1、4.4.6、4.4.1

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書案では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
12	回答期限年月日<照会年月日の場合	回答年月日と照会年月日に矛盾があります。	4.4.1、4.4.2、4.4.3
13	回答年月日<照会年月日の場合	回答年月日と照会年月日に矛盾があります。	4.4.6
14	仮登録（照会中）の印鑑が存在しない場合	登録申請者の印鑑照会情報が存在しません。	4.4.6
15	保証人の印鑑登録原票が存在しない場合	保証人が印鑑の登録を受けていません。確認してください。	4.3.1
16	読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より大きい場合	選択範囲が閾値を超えているため登録できません。	4.5.1、4.5.2
17	読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より小さい場合	選択範囲が閾値を満たしていないため登録できません。	4.5.1、4.5.2
18	指定した印鑑に印鑑登録証明書交付履歴が存在しない場合	対象の印鑑には印鑑登録証明書交付履歴がありません。	2.2.3
19	失効した印鑑登録証で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合	印鑑登録証は失効しています。再登録が必要です。印鑑登録証を回収してください。個人番号カード又は住基カードを兼用している場合は、必要事項の削除を行ってください。	8.1.1、8.1.5、8.1.6
20	印鑑登録証明書交付一時停止が設定されている場合	処理対象者は印鑑登録証明書の交付一時停止の指定が行われています。	8.1.1、8.1.5、8.1.6
21	仮登録状態の印鑑の印鑑登録証明書を交付しようとした場合	指定した個人は仮登録中です。印鑑登録証明書の交付はできません。	8.1.1

エラー 番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書案では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号
22	印鑑登録証明書交付一時停止が設定されていない印鑑登録を解除しようとした場	指定した個人は印鑑登録証明書の交付一時停止中ではありません。	8.1.1、8.2.2

1505

1506 11.2. アラート表示

1507 【実装すべき機能】

1508 論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上  
1509 で、当該入力等を確定できるものは、アラートとして注意喚起すること。

1510

1511 ○ アラート項目一覧

1512

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考ま でに一例を示す	関係する 機能要件 番号
1	登録申出者が成年被後 見人である場合	成年被後見人です。 法定代理人の同伴の有無等を確認して ください。	1.1.1、1.1.2
2	年齢が15歳未満の場 合	年齢が15歳未満です。	1.1.1、1.1.2
3	印影の氏名区分で「そ の他」を選択した場合	他の氏名区分に該当しない印影を登録 します。備考に詳細を記載してくださ い。	1.1.1、 1.1.2、 4.2.1、4.4.6
4	検索入力の際に、指定 した個人の印鑑が存在 しなかった場合	処理対象者が存在しません。	2.1.3
5	検索入力の際に、指定 した個人の印鑑の登録 が存在しなかった場合	処理対象者の印鑑の登録は抹消されて います。	2.1.3
6	検索入力の際に、指定 した登録番号の印鑑が 存在しなかった場合	指定した登録番号では登録がありませ ん。	2.1.3
7	世帯内に印鑑の登録を 受けた者が存在し、か つ印影が登録されてい ない印鑑が存在する場 合	印影がない印鑑が存在します。印影の 再登録等の処理を行ってください。	4.1.1
8	登録番号が自動付番の 場合で、欠番が発生し た場合	登録番号は欠番となります。次回再度 処理された場合は、新たな登録番号が 付番されます。	4.2.1、 4.4.6、4.4.1

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考ま でに一例を示す	関係する 機能要件 番号
9	改印登録時に旧印鑑で 印鑑登録証明書を交付 している場合	本日、旧印鑑での印鑑登録証明書の発 行履歴があったため、当該証明書を回 収しない場合印鑑証明書の交付は不可 となります。	4.2.1
10	印鑑の登録の申請を受 理した場所と申請者が 持参した回答書の処理 場所が異なる場合	照会を行なった申請地と異なります が、よろしいですか？	4.4.6
11	本人確認書類が保証人 による保証書類の場合	保証人の印影確認を行いましたか？	4.3.1
12	指定した宛名番号で照 会中の印鑑が存在しな かった場合	その宛名番号では照会中の登録申請が ありません。	4.4.3
13	住民記録システムから 連動時に、氏名変更等 の対象者が確認された 場合	住民記録システムからの連動時に、氏 名変更、旧氏の変更、通称の記載、通 称の削除及び成年被後見人のいずれか に該当した対象者が存在しています。 確認してください。	6.2.3
14	印鑑登録証明書に印字 するデータに未登録外 字が含まれる場合	印鑑登録証明書に未登録外字が含まれ ています。確認してください。	8.1.4
15	印鑑登録証等に利用中 の個人番号カードの運 用状況が一時停止の場 合	個人番号カードが一時停止中です。確 認してください。	7.4
16	印鑑登録証等に利用中 の個人番号カードの運 用状況が廃止の場合	個人番号カードが廃止されています。 確認してください。	7.4
17	印鑑登録証等に利用中 の個人番号カードの利 用者証明用電子証明書 の有効期間満了日<処 理年月日の場合	個人番号カードの電子証明書の有効期 間が経過しています。確認してくださ い。	7.4

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考ま でに一例を示す	関係する 機能要件 番号
18	入力した登録番号が引 換交付対象の場合	印鑑登録証の引換交付が必要です。再 交付申請手続きを実施してください。	7.3

1513

1514

## 1515 12 実行制御

### 1516 12.1. 審査・決裁

#### 1517 【実装すべき機能】

1518 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。異動入力し  
1519 た内容は仮登録状態として、審査後の、決裁により本登録とする。

1520 仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・印鑑登録証明書交付・他業  
1521 務連携については、抑止されること。

1522 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。

1523 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とした一部）ご  
1524 とに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限をかけるこ  
1525 とができることとする。

1526

#### 1527 【仮登録状態】

1528 ・ 異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されている  
1529 が、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、印鑑登録原票にまだ記載されてい  
1530 ない状態

1531 ・ 異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態

1532 ・ 印鑑登録証明書交付時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書の  
1533 コンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書は交付できないようにす  
1534 る。

#### 1535 【本登録状態】

1536 ・ 異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されてい  
1537 る状態

1538 ・ 異動処理が確定され、異動履歴となる状態

1539 ・ 確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。

1540

### 1541 12.2. 印刷

#### 1542 【実装すべき機能】

1543 証明書を交付する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。出力部数  
1544 を設定できること。交付時にプレビュー機能を保有すること。

1545 印鑑登録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピ  
1546 ー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。

1547 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票交付時に超過内容を記  
1548 載したリストを出力できること。

1549 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できるこ  
1550 と。出力する帳票は実行時に選択できること。

1551 ・印鑑の登録に関する照会書

1552 ・印鑑登録抹消通知書

1553 ・印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票

1554

1555 **【実装してもしなくても良い機能】**

1556 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できるこ  
1557 と。

1558 ・印鑑登録確認通知書

1559 **【実装しない機能】**

1560 アクセスログが取得できない OS 独自の印刷ができること。

1561 大量印刷ができること。

1562

## 1563 13 システム管理

### 1564 13.1. 権限管理

#### 1565 13.1.1. 操作権限管理

##### 1566 【実装すべき機能】

1567 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対し  
1568 て、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や  
1569 表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。

1570 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが  
1571 設定できること。

1572 ユーザ ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システ  
1573 ム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使  
1574 用できること。

1575 アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。アクセス権限の設  
1576 定はシステム管理者により設定できること。アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の  
1577 登録・変更・削除はスケジューラーに設定し、事前に準備ができること。

1578 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができるこ  
1579 と。

1580 他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報について、閲  
1581 覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

1582 なお、操作権限管理については、操作権限一覧での管理及びそれらに基づく利用者別  
1583 の各種制御ができること。操作権限は異動処理の制御、表示・閲覧制御、利用範囲及び  
1584 期間のそれぞれを、バッチ処理で一括メンテナンスできること。

1585 例：3.1（異動・交付・照会抑止）、10（EUC）、12.1（審査・決裁）、13.1.1（操作権  
1586 限管理）、13.1.2（操作権限設定）、13.2（アクセスログ管理）、13.3.1（整合性チェッ  
1587 ク）及び13.3.2（除票の経年抹消）

1588 ID 及びパスワードによる認証に加え、集積回路を付したカードや静脈認証等の生体認  
1589 証を用いた二要素認証に対応すること。

1590 複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。

1591

##### 1592 【実装しない機能】

1593 職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

1594

1595 13.1.2. 操作権限設定

1596 【実装すべき機能】

1597 画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認できるこ  
1598 と。

1599

1600 13.2. アクセスログ管理

1601 【実装すべき機能】

1602 <ログの取得>

1603 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以  
1604 下のログを取得すること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケ  
1605 ージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの  
1606 形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。

1607 ・ 操作ログ

1608 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤  
1609 異動入力（履歴削除）、⑥バッチ処理（帳票作成）、⑦バッチ処理（データ更  
1610 新）、⑧画面ハードコピー、⑨データ抽出（EUC）

1611 ※③から⑤までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できる  
1612 こと。

1613 記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレ  
1614 コード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・  
1615 交付場所

1616 ・ 認証ログ

1617 ログイン及びログインのエラー回数等

1618 ・ イベントログ

1619 印鑑登録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベー  
1620 スへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

1621 ・ 通信ログ

1622 Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー 等

1623 ・ 印刷ログ

1624 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、  
1625 枚数、公印出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合  
1626 には交付番号等の情報

1627 ・ 設定変更ログ

1628 管理者による設定変更時の情報

1629 13.3. データ整備

1630 13.3.1. 整合性チェック

1631 **【実装すべき機能】**

1632 システムが異常終了した場合、その直後のシステム起動時に、住民登録システムとの  
1633 紐付きの整合性をチェックできること。

1634

1635 13.3.2. 除票の経年抹消

1636 **【実装すべき機能】**

1637 抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。

1638 抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること。除票経年抹消対象  
1639 リストの出力後、当該情報を削除できること。

1640

1641 13.3.3. データ移行処理

1642 **【実装すべき機能】**

1643 標準仕様に準拠したシステムの稼働開始後に、制度・規定の変更やシステムの保守期  
1644 限切れ等の理由でシステムのバージョンアップや切り替えが必要となった場合、印影を  
1645 含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。

1646 また、現行システムから標準仕様に準拠したシステムに移行する際にも、印影を含め  
1647 たシステムが保持するデータを完全に移行できること。

1648 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便  
1649 宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用すること  
1650 をも許容する。

1651

1652 13.3.4. バックアップ

1653 **【実装すべき機能】**

1654 印影を含めたシステムが保持するデータをバックアップできること。

1655

1656

## 1657 第5章 様式・帳票要件

### 1658 20.1 様式・帳票全般

#### 1659 20.1.1 出力様式・帳票

##### 1660 【実装すべき機能】

1661 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できる  
1662 こと。

- 1663 ・印鑑登録証明書
- 1664 ・印鑑の登録に関する照会書
- 1665 ・印鑑登録抹消通知書
- 1666 ・印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票
- 1667 ・世帯内印影票

1668

##### 1669 【実装してもしなくても良い機能】

1670 以下の様式・帳票について、直接印刷により出力できること。

- 1671 ・保証人確認票
- 1672 ・印鑑登録確認通知書

1673

1674

##### 1675 【実装しない機能】

1676 「実装すべき機能」に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイアウトで出力で  
1677 きること。

1678

#### 1679 20.1.2 各項目の記載

##### 1680 【実装すべき機能】

1681 項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。項目内容は、横書き、左揃え、  
1682 上下中央揃えとすること。

1683 記載する項目のうち、記載しない項目（例：世帯内印影票、保証人確認票、印鑑登録  
1684 証明書、印鑑登録原票確認票における「カタカナ」）については、項目名及び項目内容を  
1685 「\*\*\*」表示とすること。

1686 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：旧氏を設  
1687 定していない場合の「旧氏」など）については、項目内容を「【空欄】」と表示するこ  
1688 と。

1689

1690 20.1.3 帳票発行履歴

1691 **【実装してもしなくても良い機能】**

1692 帳票の発行履歴として、以下の項目は自動的に記録、管理できること。

- 1693 ・発行帳票名
- 1694 ・発行対象者
- 1695 ・発行年月日
- 1696 ・発行部数
- 1697 ・発行者
- 1698 ・発行場所

1699

1700 20.2住民に発行又は交付する様式・帳票

1701 20.2.1 印鑑登録証明書

1702 **【実装すべき機能】**

1703 印鑑登録証明書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できるこ  
1704 と。また、末尾に認証文を記載できること。印鑑登録証明書に記載する項目は以下のと  
1705 おりとする事。

- 1706 ・印影
- 1707 ・氏名（漢字、アルファベットを含む。）
- 1708 ・旧氏（日本人住民のみ）
- 1709 ・通称（外国人住民のみ）
- 1710 ・氏名のカタカナ表記
- 1711 ・生年月日（日本人住民は和暦、外国人住民は西暦で管理すること。）
- 1712 ・住所（方書を含む。）

1713

1714 **【実装してもしなくても良い機能】**

1715 印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとする事。

- 1716 ・性別（自治体によって出力有無について選択した結果に基づくこと）

1717

1718 ○ 印鑑登録証明書のレイアウト（性別の記載ありを選択した自治体の場合）

### 印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名			
	旧氏			
	***			
	生年月日		性別	
	住所			

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

令和●●年●●月●●日

●●●長（職務代理人） ●● ●●

印

1719

1720

1721 ○ 印鑑登録証明書のレイアウト（性別の記載なしを選択した自治体の場合）

### 印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	***	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

令和●●年●●月●●日

●●●長（職務代理人） ●● ●●



1722

1723

1724 ○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方

### 印 鑑 登 録 証 明 書

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

登録印影	氏名	住民 一郎		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">住 民</span> </div>	旧氏	【空欄】		
	***	*****		
	生年月日	平成2年2月2日	性別	男
	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		

20210203 ●●区 本庁1 プリント001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●●長(職務代理者) ●● ●●

印

肩書は市区町村名から記入する。

・非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

1725  
1726

1727 ○ 印鑑登録証明書（日本人・旧氏有の場合）のレイアウトの考え方

**印 鑑 登 録 証 明 書**

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

	氏名	青木 良子		
	旧氏	住民		
	***	*****		
	生年月日	平成3年4月4日	性別	女
	住所	東京都千代田区霞が関2-1		

20210203 ●●区 本庁1 プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●●長(職務代理者) ●● ●●

印

・非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

肩書は市区町村名から記入する。

1728

1729

1730 ○ 印鑑登録証明書（外国人・非漢字圏の外国人がカタカナの印影を用いる場合）のレイアウトの考え方

1731

**印 鑑 登 録 証 明 書**

・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

・非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

	氏名	Jane Smith		
	通称	住民 幸子		
	カタカナ	ジェーン・スミス		
	生年月日	1974年1月1日	性別	女
	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		

20210203 ●●区 本庁1 プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●●長(職務代理者) ●● ●●

印

肩書は市区町村名から記入する。

1732

1733

1734

○ 印鑑登録証明書（外国人・漢字圏の外国人の場合）のレイアウトの考え方

**印 鑑 登 録 証 明 書**

登録印影	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮		
	通称	住民 花子		
	***	*****		
	生年月日	1990年2月2日	性別	女
	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		

20210203 ●●区 本庁1 プリント001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●●長(職務代理者) ●● ●●

印

肩書は市区町村名から記入する。

・非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

1735

1736

1737 20.2.2 印鑑の登録に関する照会書

1738 **【実装すべき機能】**

1739 印鑑の登録に関する照会書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出  
1740 力できること。

1741 カスタマーバーコードを記載すること。

1742



1746 ○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウトの考え方

105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号  住民 花子 様  	令和●●年●●月●●日
---	-------------

印鑑の登録に関する照会書

令和●●年●●月●●日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に署名し、申請された印鑑を押印して、切り離さず令和●●年●●月●●日 までに申請取り扱い窓口へ自ら持参してください。

○○長（職務代理者） 様  照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。  住 所 <u>東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</u> 本人署名 <u>住民花子</u> 生年月日 <u>平成8年2月2日</u>	回 答 書 令和●●年●●月●●日  申請した印鑑  
--	--

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状 令和●●年●●月●●日  代理人住所 <u>東京都千代田区霞が関2-1</u> 代理人氏名 <u>住民 二郎</u> 代理人生年月日 <u>平成3年3月3日</u>  回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。 本人署名 <u>住民花子</u>
---

持ち物:

- <本人が来庁する場合> 必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- <代理人が来庁する場合> 回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

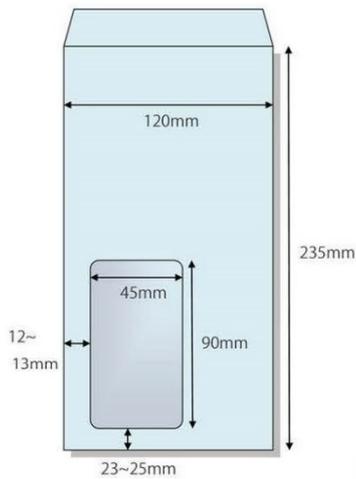
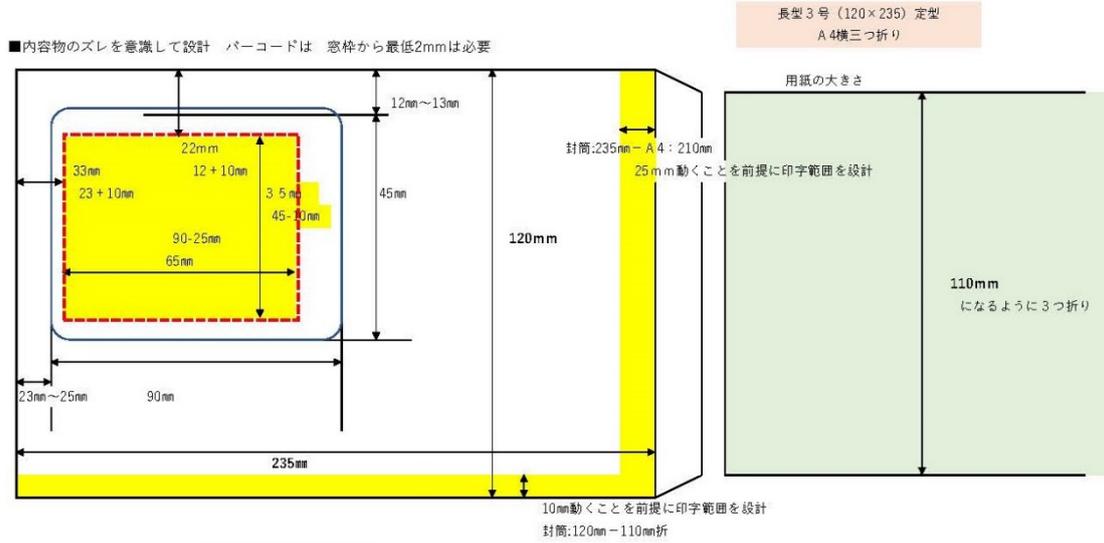
・身分証明書等の届出の際の持参書類は、例示であり、要領や各市区町村のHPでの案内等を踏まえ、必要に応じて詳細な案内を同封するなど、適切に対応すること。

1747  
1748

1749  
1750

(参考) 宛名部分に対応した封筒レイアウトを以下に示す。

### 封筒レイアウト



#### 【窓あき封筒】

- ・封筒として長6封筒を推奨、長3封筒も利用可能
- ・窓あき封筒対応(45mm×90mm)用紙左から23~25mm、上から12~13mm
- ・内容物のズレを意識して設計→パーコードは窓枠から最低2mmは必要

#### 【三つ折り線】

様式等に三つ折り線を記す場合は、以下を基準とする。

- ・左位置:10mm
- ・長6封筒の場合、上位置:99mm、198mmを基準とする
- ・長3封筒の場合、上位置:110mm、220mmを基準とする

※いずれの場合も三つ折り線の位置は基準を参考とすればよく厳密な位置の一致は求めない

1751  
1752  
1753

1754

1755

1756

105-0001  
東京都港区虎ノ門2-2-1  
虎ノ門ハイツ101号

住民 花子 様



・郵送のための住所欄は、他様式も同様（ほかの様式と同じ封筒を使用する）。

・窓付き封筒の使用を想定して宛先は記載することとし、発行元は封筒に記載すれば良いことから削除する。

令和●●年●●月●●日

肩書は市区町村名から記入する。

●●●●長(職務代理者)

●●●●

印

## 印鑑登録確認通知書

令和●●年●●月●●日あなたからの印鑑の登録の申請に基づき、印鑑を登録しましたので通知します。

登録の際にお渡ししました「印鑑登録証」はあなたの利益を守る貴重なものです。登録した印鑑と同様大切に保管してください。もしも、印鑑の登録の申請があなたの意思によらないときは、直ちに下記の連絡先へ申し出てください。

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。

記

氏名	住民 一郎
旧氏	【空欄】

(お問い合わせ先)

< 担当課名 >  
 < 住 所 >  
 < 電 話 >

1763 20.2.3 印鑑登録抹消通知書

1764 **【実装すべき機能】**

1765 印鑑登録抹消通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力でき  
1766 ること。

1767 カスタマーバーコードを記載すること。

1768

1769

令和 年 月 日

## 印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録年月日
3. 登録者氏名
4. 抹消年月日
5. 抹消事由

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、●●長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、●●長を被告として、●●裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

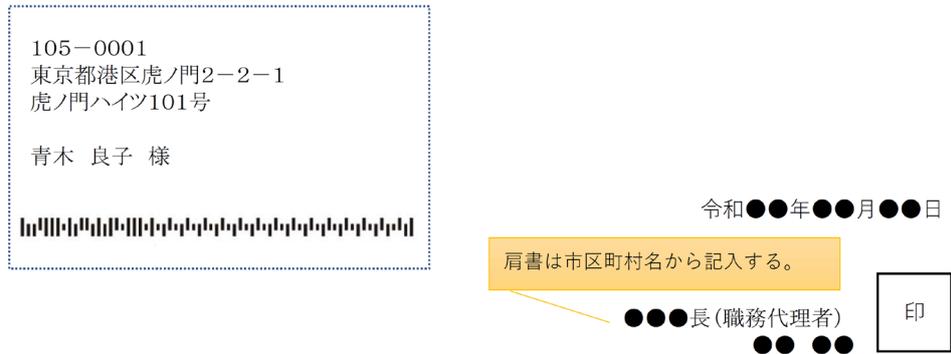
（お問い合わせ先）

< 担当課名 >

< 住 所 >

< 電 話 >

1774 ○ 印鑑登録抹消通知書のレイアウトの考え方



印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1. 印鑑登録番号 | ABCDEF789123456 |
| 2. 登録年月日  | 令和元年10月6日       |
| 3. 登録者氏名  | 住民 良子           |
| 4. 抹消年月日  | 令和2年6月6日        |
| 5. 抹消事由   | 氏名の変更           |

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・本通知を受け取った者が、抹消となる理由がわかるように、当該理由を出力する。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、●●長に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、●●長を被告として、●●裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

1775

1776

1777 20.2.4 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）

1778 **【実装すべき機能】**

1779 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）について、次に示すレイアウトに従  
1780 い、直接印刷により出力できること。

1781 カスタマーバーコードを記載すること。

1782

1783 ○ 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）のレイアウト



令和 年 月 日

## 印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

### 記

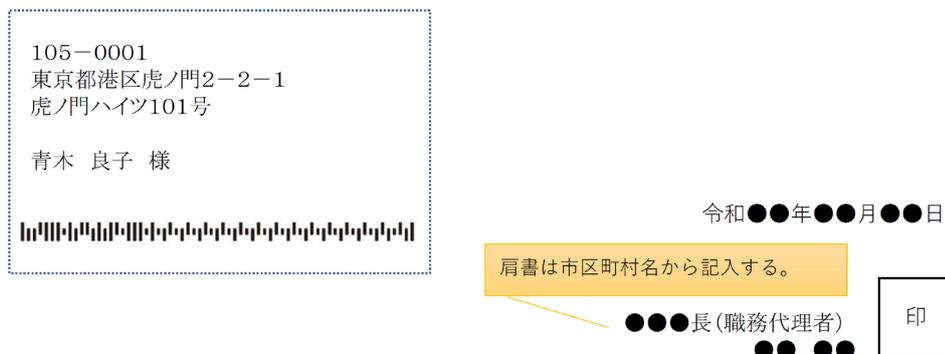
1. 印鑑登録番号
2. 登録年月日
3. 登録者氏名
4. 抹消年月日
5. 抹消事由 個人番号カード廃止

あなたの個人番号カードが廃止したため、印鑑登録が抹消されました。  
引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

(お問い合わせ先)  
< 担当課名 >  
< 住 所 >  
< 電 話 >

1784  
1785

1786 ○ 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）のレイアウトの考え方



## 印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

### 記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1. 印鑑登録番号 | ABCDEF789123456 |
| 2. 登録年月日  | 令和元年10月6日       |
| 3. 登録者氏名  | 住民 良子           |
| 4. 抹消年月日  | 令和2年6月6日        |
| 5. 抹消事由   | 個人番号カード廃止       |

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

あなたの個人番号カードが廃止したため、印鑑登録が抹消されました。  
引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

(お問い合わせ先)

- < 担当課名 >
- < 住 所 >
- < 電 話 >

1787

1788 20.3 庁内業務で使用する様式・帳票

1789 20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票

1790 **【実装すべき機能】**

1791 印鑑登録原票確認票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力でき  
1792 ること。

1793 また、抹消にあたっては、表題を印鑑登録原票（除票）確認票とし、「除票」である  
1794 ことが判別できること。

1795

1796

1797 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウト

### 印 鑑 登 録 原 票 確 認 票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名		
	旧氏		
	***		
	生年月日		性別
	住所		

印鑑登録状態 \_\_\_\_\_ 抹消年月日 \_\_\_\_\_

抹消事由 \_\_\_\_\_

1798  
1799

1800 ○ 印鑑登録原票（除票）確認票のレイアウト

### 印 鑑 登 録 原 票 （ 除 票 ） 確 認 票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名			
	旧氏			
	***			
	生年月日		性別	
	住所			

印鑑登録状態 \_\_\_\_\_ 抹消年月日 \_\_\_\_\_

抹消事由 \_\_\_\_\_

1801

1802

1803

1804

1805 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

### 印 鑑 登 録 原 票 確 認 票

登録番号	ABCDEF123456789	登録年月日	令和元年12月12日	
------	-----------------	-------	------------	--

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 住 民             </div>	氏名	住民 一郎		
	旧氏	【空欄】		
	***	*****		
	生年月日	平成2年2月2日	性別	男
	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

印鑑登録状態 本登録 抹消年月日 —

抹消事由 —

1. 1. 2「その他の項目」参照  
"仮登録"、"仮登録（照会中）"、  
"本登録"、"抹消"より選択すること。

1806

1807 ○ 印鑑登録原票（除票）確認票のレイアウトの考え方

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

### 印 鑑 登 録 原 票 ( 除 票 ) 確 認 票

登録番号	ABCDEF987654321	登録年月日	平成30年1月11日	
------	-----------------	-------	------------	--

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 ス ミ ス             </div>	氏名	Jane Smith		
	通称	住民 幸子		
	カタカナ	ジェーン・スミス		
	生年月日	1974年1月1日	性別	女
	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		

・非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。  
・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

印鑑登録状態 抹消 抹消年月日 令和3年2月6日

抹消事由 転出

1808

1809 20.3.2 世帯内印影票

1810 **【実装すべき機能】**

1811 世帯内印影票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できるこ  
1812 と。

1813

1814

## ○ 世帯内印影票のレイアウト

世 帯 内 印 影 票						枚中	枚目
住所					世帯番号		
1	登録印影	印鑑登録番号		登録年月日			
		氏名					
		旧氏					
		***					
		生年月日				性別	
2	登録印影	印鑑登録番号		登録年月日			
		氏名					
		旧氏					
		***					
		生年月日				性別	
3	登録印影	印鑑登録番号		登録年月日			
		氏名					
		旧氏					
		***					
		生年月日				性別	
4	登録印影	印鑑登録番号		登録年月日			
		氏名					
		旧氏					
		***					
		生年月日				性別	

1815

1816

1817

○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

### 世帯内印影票

1枚中 1枚目

住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	世帯番号	123456789012345
----	--------------------------	------	-----------------

1	登録印影	印鑑登録番号	ABCDEF123456789	登録年月日	令和元年12月12日
		氏名	住民 一郎		
		旧氏	【空欄】		
		***	*****		
		生年月日	平成2年2月2日		

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

2	登録印影	印鑑登録番号	ABCDEF987654321	登録年月日	平成30年1月11日
		氏名	Jane Smith		
		通称	住民 幸子		
		カタカナ	ジェーン・スミス		
		生年月日	1974年1月1日	性別	女

・非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。

・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

3	登録印影	印鑑登録番号	8ABCDEF12345678	登録年月日	平成7年4月6日
		氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮		
		通称	住民 花子		
		***	*****		
		生年月日	1996年10月20日		

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。

4	登録印影	印鑑登録番号		登録年月日	
		氏名	・カタカナ表記を用いない場合は、項目欄に「***」を表示すること。		
		旧氏			
		***			
		生年月日		性別	

・4つの枠に余分が出る場合には「以下余白」と登録印影欄に入力する。

## 1824 第6章 データ要件

1825 ※「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（内閣  
1826 官房）に基づき、データ要件の標準化については内閣官房を中心に検討することとされ、令  
1827 和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。本仕様書についても、  
1828 内閣官房を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行  
1829 う。

1830

### 1831 30.1 データ構造

#### 1832 【実装すべき機能】

1833 印鑑登録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下  
1834 「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連  
1835 携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

1836 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便  
1837 宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用すること  
1838 をも許容する。

1839

### 1840 30.2 文字

#### 1841 【実装すべき機能】

1842 印鑑登録システムで用いるデータの文字については、「住民記録システム標準仕様書  
1843 【第1.0版】」の「30.2 文字」の規定に基づくものとする。

1844

1845

1846

1847

1848

1849

1850

1851

## 1852 第7章 非機能要件

1853 「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、市町村の 17 業務に係るシステム  
1854 が地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化の検討の対象とされ、これらのシス  
1855 テムに共通する非機能要件の標準については、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総  
1856 務省において検討することとされた。

1858

1859 各市町村が 17 業務に係る情報システムを調達する際は、当該非機能要件の標準を開発ベ  
1860 ンダに対して示すこととなる。

1861

1862 各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場  
1863 合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する過程に  
1864 おいて、他のシステムに影響が出ないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要  
1865 がある。

1866

1867 本標準仕様書における非機能要件については、内閣官房及び総務省が定めた標準に従うも  
1868 のとするが、一部の非機能要件については、「第4章 機能要件」に盛り込まれている。

1869

1870

## 1871 第8章 用語

1872 以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないように、用いられている用語の定義を  
1873 示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様  
1874 書以外では別の意味で用いられていることもある。

1875

1876

1877

### 1878 あ

1879

1880 IaaS【あいあーす】……Infrastructure as a service の略。住民記録システム等の稼動に必要な仮想  
1881 サーバ、機材やネットワーク等のインフラを、「総合行政ネットワーク (LGWAN)」やインター  
1882 ネット上のサービスとして提供する形態のこと。自治体クラウドを含むクラウドコンピューテ  
1883 イングの利用形態は、「SaaS (software as a service)」、「PaaS (platform as a service)」、「IaaS  
1884 (infrastructure as a service)」の3つに分類できる。

1885 ICカード【あいしーカード】……個人番号カード等、情報(データ)の記録や演算をするために  
1886 集積回路(integrated circuit)を組み込んだカードのこと。

1887 ID【あいでいー】……システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。

1888 「操作者ID」も参照のこと。

1889 あいまい検索【あいまいけんさく】……検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルール  
1890 に基づき抽出する検索方法のこと。

1891 アクセス……ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ到達(接続)す  
1892 ること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操作、格納されて  
1893 いる情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。

1894 アクセスログ……住民記録システムや端末、ソフトウェアに対して、人間や外部のシステムからの  
1895 操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したもの。

1896 宛名番号【あてなばんごう】……市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するた  
1897 めに付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に基づ  
1898 く「個人番号」(いわゆるマイナンバー)と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名番号」  
1899 と呼ぶ。

1900 アラート……論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上  
1901 で、当該入力等を確定できるもののこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力  
1902 等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定(本登録)できないエラー  
1903 とは区別される。

1904 EUC【いーゆーしー】……End user computing の略。非定型業務(印鑑登録システム標準仕様で  
1905 当該機能が提供されていない業務)に対して利活用できる機能。

1906 印鑑登録システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及び  
1907 これらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能を有する。

1908

1909

い

1910

1911 一時庇護許可者【いちじひごきよかしゃ】……船舶等に乗っている外国人で、出入国管理及び難民  
1912 認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 18 条の 2 第 1 項に基づき、一時庇護のための上陸の許可  
1913 を受けた者のこと。

1914 イベント……印鑑登録システムを構成するサーバ内で発生する事態のこと。

1915 イベントログ……印鑑登録システムのシステムイベント（住民記録システムを構成するサーバ内で  
1916 何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）の履歴、情報を記録し  
1917 たもの。

1918 システムイベントに関わる日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが記録  
1919 される。

1920 **印鑑登録証【いんかんとうろくしょう】**……「事務処理要領では、市町村長は、印鑑を登録した場  
1921 合には、印鑑登録証を交付することとなっている。印鑑登録証については、印鑑の登録を受け  
1922 ている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード（※1）を以って調製された「印  
1923 鑑登録者識別カード」を交付することができると規定されている。

1924 また、事務処理要領第 6 の 1 から 3 までの規定及び第 7 の 6 の規定に基づき、個人番号カード  
1925 又は住民基本台帳カードを印鑑登録証等として利用することが認められている。

1926 印鑑登録証等の種類とその概要を下表に示す。

印鑑登録証等の種類		概要
券種	区分	
印鑑登録証	紙・プラスチック カード	券面に登録番号を記載
印鑑登録者 識別カード	登録申請者又はそ の代理人の申請に 基づき、印鑑の登 録を受けている者 を識別するための 磁気又は集積回路 を付したカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磁気又は集積回路に必要な事項を記録</li> <li>・記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。</li> <li>・暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にも印鑑登録証明書を出力できること。</li> </ul>
個人番号カ ード（印鑑 登録証又は 印鑑登録者 識別カード として利 用)	個人番号カード （条例等利用領域 を使用）	条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要
	個人番号カード （利用者証明用電 子証明書を 使用）	印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効 力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効にな されたことの確認が必要

1927

1928

## う

1929

1930 ウィザード……システムの操作に当たり、システムの発する質問に順次回答していくことによって  
1931 操作を行う方式のこと。

1932

1933

## え

1934

1935 エラー……論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解  
1936 消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもののこと。論理的には成立するが特に  
1937 注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるアラート  
1938 とは区別される。

1939 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、本仕様書においては、そ  
1940 の実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラ  
1941 ーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えないこ  
1942 ととしている。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階  
1943 でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容してい  
1944 る。

1945 エラーコード……プログラムの起動または実行が不可能である場合、その内容や原因を表示するた  
1946 めのコード。

1947

1948

## お

1949 OS【おーえす】……Operating system の略。基本ソフトウェアともいわれ、コンピュータを作動  
1950 させるために不可欠なシステムの入出力や同時並行処理などを管理する複数のプログラムの集  
1951 合体こと。制御プログラム、言語プロセッサ、ユーティリティーから構成される、基本的な操  
1952 作環境を提供するソフトウェアの総称。

1953

1954

## か

1955

1956 外字【がいじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市区  
1957 町村が個別に追加した文字のこと。

1958 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼ぶ  
1959 ことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されてい  
1960 るため、本仕様書上は「内字」として扱う。

1961 「内字」も参照のこと。

1962 カスタマイズ……市区町村の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への追加・変更・削除を  
1963 行うこと。

1964 方書【かたがき】……市区町村、大字や小字、地番に続く、アパートやマンション、寮等の住所情  
1965 報のこと。  
1966 仮滞在許可者【かりたいざいきよかしや】……在留資格未取得外国人で、出入国管理及び難民認定  
1967 法（昭和 26 年政令第 319 号）第 61 条の 2 の 4 第 1 項に基づき、仮に本邦に滞在することの許  
1968 可を受けた者のこと。  
1969 仮登録【かりとうろく】……「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がい  
1970 ったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、印鑑登  
1971 録原票にまだ記載されていない状態のこと。単なる入力途中の状態とは区別され、本登録とも  
1972 区別される。  
1973 「本登録」も参照のこと。  
1974 仮登録（照会中）【かりとうろく（しょうかいちゅう）】……「仮登録（照会中）状態」とは、印鑑  
1975 の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会している場合の状態のこと。  
1976 管理【かんり】……データの設定・保持・修正ができること。  
1977

## き

1978  
1979  
1980 旧氏【きゅううじ】……その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸  
1981 籍に記載又は記録がされているもののこと（令第 30 条の 13）。  
1982 業務階層【ぎょうむかいそう】……業務要件及び業務フローの検討においては、業務の体系的な整  
1983 理を進めることを目的として、ビジネスプロセスを示す業務階層を、階層 1（業務レベル）、階  
1984 層 2（事務レベル）、階層 3（活動レベル）の 3 つの階層に分解して考える。

## く

1985  
1986  
1987 クラウド……市区町村が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由し  
1988 て利用すること。

## け

1989  
1990  
1991  
1992 検索【けんさく】……個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチ  
1993 するものを探す操作のこと。  
1994 「照会」も参照のこと。  
1995

## こ

1996  
1997  
1998 更改【こうかい】……既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。  
1999 個人番号カード【こじんばんごうカード】……氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載さ  
2000 れ、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項等が電磁的方法により記録されたカードのこ  
2001 と。いわゆるマイナンバーカード。なお、「マイナンバーカードの呼称について」（平成 28 年 2

2002 月5日付け内閣府大臣官房番号制度担当室・総務省自治行政局住民制度課事務連絡)では、国  
2003 民に広く周知される媒体における個人番号カードに係る表記については、原則として「マイナ  
2004 ンバーカード」を使用することとしている。

2005

2006

## さ

2007

2008 参照【さんしょう】……データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。

2009

2010

## し

2011

2012 CSV【しーえすぶい】……Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデー  
2013 タをカンマで区切ったファイル形式のこと。

2014 支援対象者【しえんたいしょうしゃ】……配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐  
2015 待及びこれらに準ずる行為の被害者で、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支  
2016 援措置を申し出た者。加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を  
2017 含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があつて  
2018 も、これを制限する(拒否する)措置が講じられる。

2019 市区町村【しくちょうそん】……市町村及び特別区のこと。指定都市の総合区や行政区について  
2020 は、本仕様書では、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なさ  
2021 れる場合は、法令と同様の扱いとしている。

2022 システムログ……システムが記録する動作履歴であり、OSの稼働中に発生したイベントなどを時  
2023 系列で記録したもの。

2024 自動【じどう】……入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を介  
2025 さず処理できる機能のこと。

2026 照会【しょうかい】……既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合  
2027 わせる操作のこと。

2028 「検索」も参照のこと。

2029 除票【じょひょう】……消除された印鑑登録原票のこと。

2030 シリアル番号【しりあるばんごう】……電子証明書において一意に識別するための番号のこと。

2031

2032

## す

2033

2034 スケジューラ……ある処理を、条件が成立したタイミング(特定時刻の到来・他の処理の終了等)  
2035 で自動的に実行させる仕組み。

2036

2037

## せ

2038

2039 生体認証【せいたいにんしょう】……あらかじめ登録された指紋・掌紋、虹彩、眼球、顔、声紋な  
2040 ど、固有の身体的または行動的情報と照合して認証すること。  
2041 性別【せいべつ】……法第7条第3号の「男女の別」のこと。  
2042 制御【せいぎょ】……データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。メモリやデ  
2043 ィスプレイ・画面媒体との入出力やデータの入出力、キーボードやマウスからの操作、ディス  
2044 プレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。  
2045 世帯番号【せたいばんごう】……各市区町村がシステムで独自に世帯を管理するために付番する番  
2046 号のこと。同一の世帯に属する住民には同一の世帯番号が振られ、異なる世帯に属する住民に  
2047 は異なる世帯番号が振られる。

## そ

2048  
2049  
2050 操作権限【そうさけんげん】……操作者等を単位とした利用権限を設定する際の方針のこと。  
2051 操作者ID【そうさしゃあいでいー】……住民記録システム利用者の特定に用いられる一意の識別  
2052 子（利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名）。  
2053 また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。  
2054 なお、「個人番号カードアプリケーション搭載システム」では、ID・パスワード方式によるオ  
2055 ペレーター認証時の識別子のこと。  
2056 操作ログ【そうさろぐ】……印鑑登録システムの利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録したも  
2057 の。  
2058 操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータの中身などが記録され  
2059 る。

## た

2061  
2062 ダイアログ……入力したワードやメッセージを確認するために操作時に一時的に開かれる小さいウ  
2063 インドウのこと。ダイアログボックスの略。  
2064 単純連番【たんじゅんれんばん】……システムが取り扱う各種番号（宛名番号や世帯番号等）に付  
2065 番する際、順番に当該番号に1を加える操作（インクリメント）により、機械的に（単純に）  
2066 新たな番号を付番すること。または、既に付番された当該番号のこと。

## ち

2068  
2069  
2070 チェックディジット……数字列の誤りを検出するために付加される検査用の数字のこと。  
2071 中間標準レイアウト仕様【ちゅうかんひょうじゅんれいあうとしょう】……市区町村の情報システ  
2072 ム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その  
2073 他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。平成24年6月に  
2074 総務省から公開され、平成25年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が維持管理を  
2075 担っている。

2076 中長期在留者【ちゅうちょうきざいりゅうしゃ】……本邦に在留資格をもって在留する外国人のう  
2077 ち、3月以下の在留期間、短期滞在の在留資格又は外交若しくは公用の在留資格が決定された  
2078 者（これらに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）以外の者のこと（出入国管理及び  
2079 難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3）。中長期在留者には、出入国在留管理庁か  
2080 ら在留カードが交付される。

2081

2082

## つ

2083

2084 通称【つうしょう】……外国人住民の氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用して  
2085 いることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが認められるもの  
2086 （令第30条の26第1項）。なお、通称名／併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、現行法  
2087 ではないため、本仕様書においてはこれらの用語を用いない。在留カード等にローマ字氏名と  
2088 漢字氏名が併記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するもの  
2089 である。

2090 通信ログ【つうしんろぐ】……印鑑登録システムの通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。  
2091 通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータの中身などが記録される。

2092

2093

## て

2094

2095 データベースサーバ……データベースソフトウェアを稼働させるサーバのこと。

2096

2097

## と

2098

2099 特別永住者【とくべつえいじゅうしゃ】……平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫  
2100 で、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平  
2101 成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定に基づき、本邦で永住することができる者の  
2102 こと。

2103

2104

## な

2105

2106 内字【ないじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこ  
2107 と。

2108 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も、パッケージ標準  
2109 にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」  
2110 として扱う。

2111 「外字」も参照のこと。

2112

2113

## に

2114

2115 二要素認証【**にようそにんしょう**】……正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体の  
2116 うち2つの異なる属性を併用する認証方法（2つ以上を併用する認証は、多要素認証とい  
2117 う。）。

2118 具体的な認証方式としては、パスワードと USB トークン、指紋と暗証番号等、2つの異なる原  
2119 理の認証手段を組み合わせて用いることで、精度と安全性を高める等がある。

2120 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報システ  
2121 ム全体の強靱性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域  
2122 との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証  
2123 の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。

2124 認証ログ【**にんしょうろぐ**】……印鑑登録システムにおける利用者認証の履歴、処理内容を記録し  
2125 たもの。

2126 認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録される。

2127

2128

## は

2129

2130 バージョン……製品等の改訂、更新を識別するための番号や符号のこと。通常、番号（数字）が大  
2131 きいほど新しい製品であることを意味する。

2132 ハードコピー……画面表示された情報を（画像データなどの形式で）そのまま記録すること。

2133 バックアップ……印鑑登録等で管理するデータを外部記憶装置等の媒体へ複製して保管すること。

2134 バッチ処理【**ばっちしょり**】……一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理におい  
2135 て、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパタ  
2136 ーンがある。

2137 パラメータ……システムの挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定のこと。

2138

2139

## ひ

2140

2141 BPMN【**びーぴーえむえぬ**】……Business Process Model and Notation の略。国際標準化機構

2142 （ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして

2143 視覚的に表記する方法の国際標準の1つである ISO/IEC 19510:2013（Object Management

2144 Group Business Process Model and Notation）のこと。

2145 非機能要件【**ひきのうようけん**】……情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のう

2146 ち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキュ

2147 リティなどに関する要件のこと。

2148

2149

## ふ

2150

2151 フォント……JIS規格（JIS X 0213等）のようにコンピュータ（情報システム）に表示や印字され  
2152 る文字セット等の図形について、同じ特徴・様式で一揃いの文字の形状をデザインしたもの。  
2153 また、コンピュータなどで文字を表示・印刷できるように、文字形状をデータとして表したも  
2154 の。

2155 本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については「住民記録システム標準仕  
2156 様書【第1.0版】」の「30.2文字」の規定に基づくものと規定しているが、特定のフォントを  
2157 用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォントであれ  
2158 ば、IPAmj明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

2159

2160

へ

2161

2162 ベンダ……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

2163

2164

ほ

2165

2166 本登録【ほんとうろく】……異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に  
2167 保存されており、印鑑登録原票に記載されている状態。異動処理が確定され、異動履歴とな  
2168 る。「仮登録」も参照のこと。

2169

2170

み

2171

2172 ミドルウェア……現在の自治体の基幹業務システムのパッケージ製品の多くはオープンシステムで  
2173 ある。そして、セキュリティが高く、管理もし易いこと等から「Web（ウェブ）サーバ」、「AP  
2174 サーバ（アプリケーションサーバ）」、「DBサーバ（データベースサーバ）」から構成される  
2175 「Web三層構造」が採用されている。

2176 「ミドルウェア」とは、これらの「Web三層構造」の各層で用いられるアプリケーションと  
2177 OSの中間的な処理を行うソフトウェアのことをいう。

2178

2179

め

2180

2181 メーカー……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

2182

2183

も

2184

2185 文字溢れ【もじあふれ】……入力した文字がテキストエリアに表示できる文字数を上回った時に、  
2186 対象エリアからはみ出している状態のこと。

2187

2188

2189

ゆ

2190

2191

2192 ユニーク……重複がなく、一意であること。

2193

2194

り

2195

2196 利用権限【りようけんげん】……システムの利用において業務区分、職位等に基づき付与された権  
2197 限のこと。

2198

2199

ろ

2200

2201 ログ……印鑑登録システムの利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取ること。またその  
2202 記録そのものを指す。

2203 操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中身な  
2204 どが記録される。

2205 データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している場

2206 合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLA とセットで  
2207 ログの運用・管理を実施する等が求められる。

2208 「アクセスログ」、「イベントログ」、「操作ログ」、「通信ログ」、「認証ログ」も参照のこと。

2209 ログイン……コンピュータやネットワーク、オンライン処理で業務を行う際に、操作者の識別情報  
2210 を入力し、あらかじめ登録された情報との照会を行い、利用を開始すること。

2211

2212

2213 参考

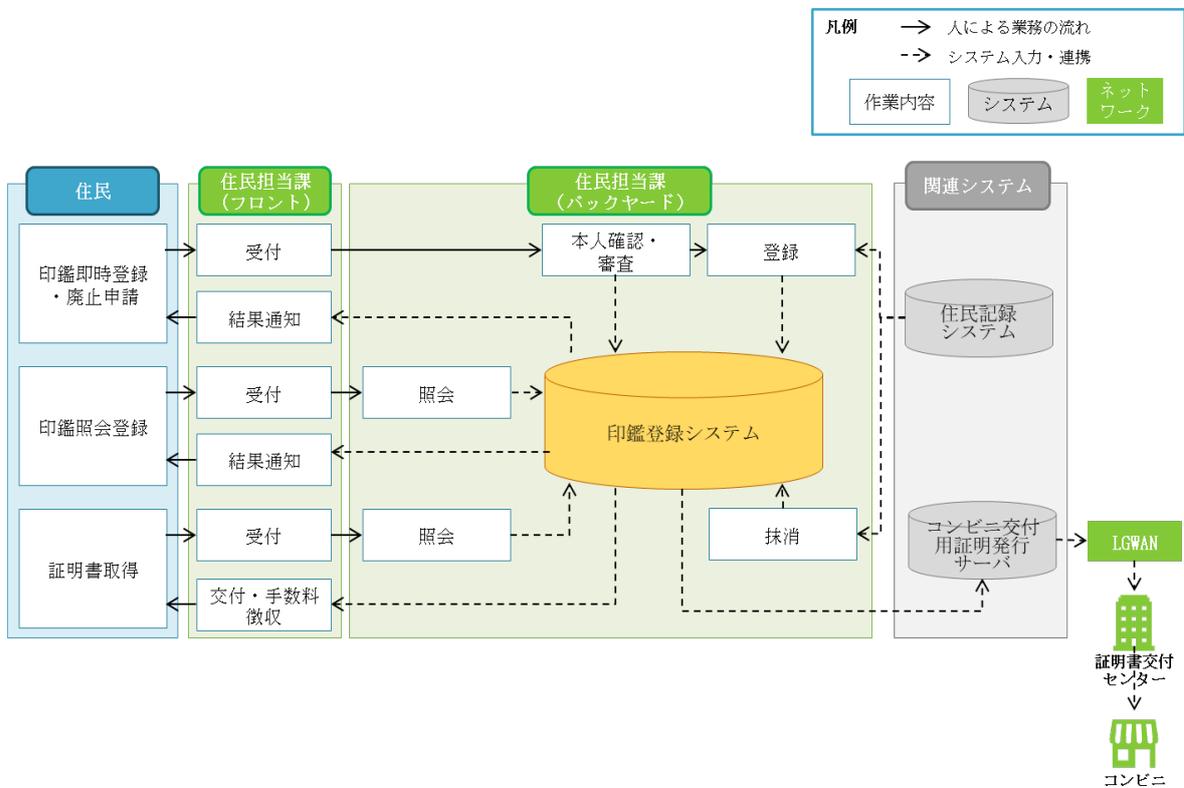
2214 業務概要（全体図）及びシステム構成図

2215 システムの新規構築時や更改時において、業務全体を俯瞰することにより、最適なシステム  
 2216 ム設計の検討等に資するよう、参考として、業務概要（全体図）及びシステム構成図のモデル  
 2217 ルを次のとおり示します。

2218

2219 図表1 印鑑登録証明業務における業務概要全体図

2220

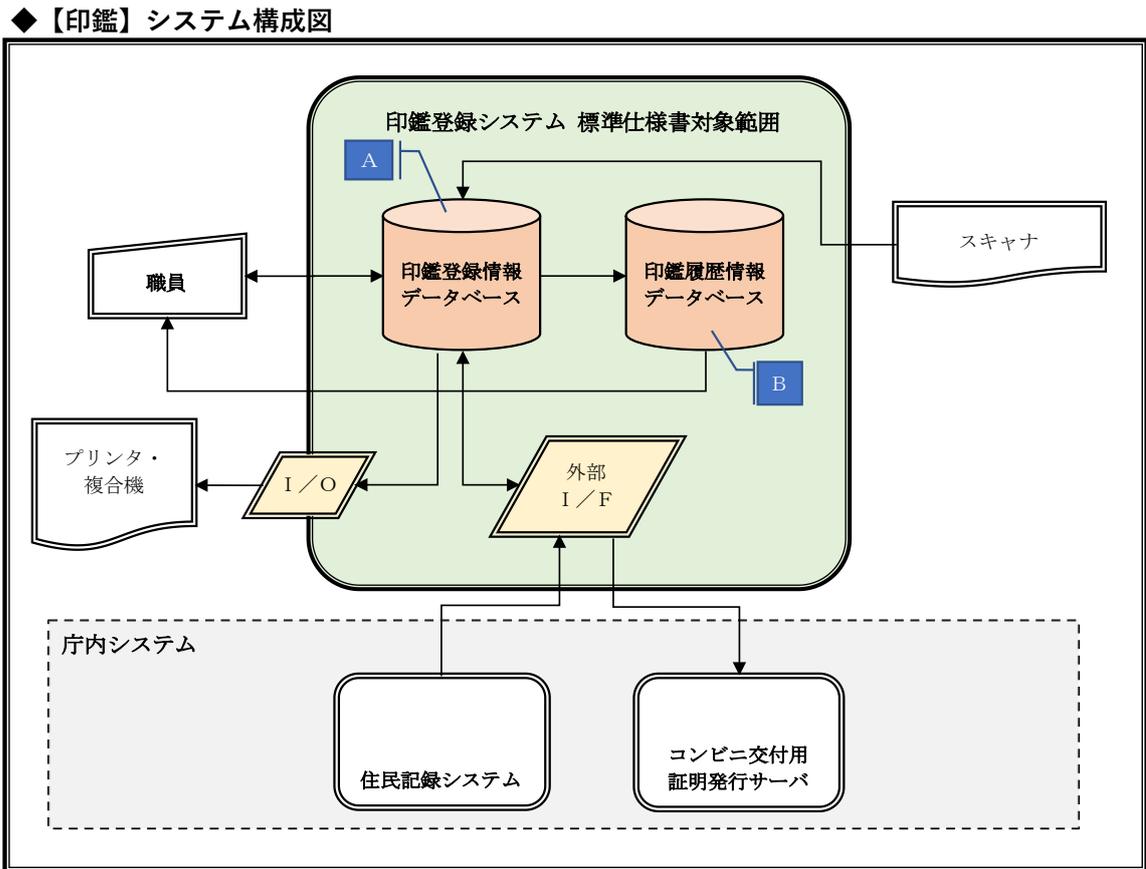


2221

2222

2223 図表2 印鑑登録システムのシステム構成図

2224



データベースに含まれる情報	
A	印鑑登録証明事務処理要領に記載された印鑑登録原票の必要登録事項 印鑑登録の状態に関する情報、印鑑登録の資格に関する情報、印鑑登録の異動に関する情報
B	印鑑登録システムで処理した、印鑑登録証明事務の履歴情報

2225

2226

2227